

第 11 章

学 生 生 活

第 11 章 学生生活

第 1 節 大学・学部 of 学生生活への配慮

【到達目標】

数年来の景気の低迷は、もろに家庭経済を圧迫し、学生 of 生活にも経済的不安を呼び起こし、学生の中には学業の継続に大きな不安感を抱いている者が増えてきている。大学は、学生が安心して学業に専念し、経済的・精神的にも充実した学生生活をおくれる様に、生活条件あるいは生活環境を整備・充実することに努力する義務がある。学生が経済的不安を払拭し、よりよい勉学環境の中で、充実した生活をおくれるよう、以下のことを経済的支援 of 具体的な到達目標としている。

経済的支援を必要とする全ての学生に支援できる奨学金制度等の充実、および優秀な学生を確保するための奨学金制度 of 充実をはかること。外国人留学生に対する奨学金制度 of 充実、学生寮等の整備、学生に対して奨学金制度についての積極的広報、周知徹底を図ること。

【現状 of 把握】

〔1〕 学生からの経済的不安を払拭するための支援として本学では、勉学意欲旺盛で、経済的理由により就学困難な学生を支援するために、学資の一部を給付・貸与し学業を継続させることを目的とした各種 of 奨学制度、およびその他経済的支援をはかるための諸制度を設けており、これを運用している。その種類・内容は以下のとおりである。

1. 日本学生支援機構奨学金（旧日本育英会）

（1）「第一種奨学金」（無利息：定額型）

貸与金額（月額）

	通 学 形 態	大 学	短 期 大 学 部
平成 18～17 年	自 宅	54,000 円	53,000 円
	自宅外	64,000 円	60,000 円
平成 16～15 年	自 宅	53,000 円	52,000 円
	自宅外	63,000 円	59,000 円

貸与期間＝採用時から卒業時まで

（2）「第二種奨学金」（利息付：選択型）

在学中は無利息 年 3 % を上限とし毎月変動（参考 ‘06. 11 月現在 1.49 % ）。

学部・短期大学＝月額 3 万円・5 万円・8 万円・10 万円の中から自由に選択。

（3）「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子 平成 18 年度入学者は年 1.2 % ：一括貸与）

第一種奨学金または第二種奨学金の初回貸与時に、希望により基本月額に 30 万円を増額して貸与される。

これら奨学金の申込書類については、新入生については入学手続後に概要（冊子）を郵送し、3 月下旬に「スカラシップ」（冊子：申込書類を含む）を郵送、在校生については毎年 1 月中旬～下旬にかけて、概要（冊子）を奨学金担当窓口（学生部）で配付し、郵送手続終了者に 3 月下旬に「スカラシップ」（冊子：申込書類を含む）を郵送。4 月上旬～中旬までを受付期間としている。申込の際、機関保証を利用するか連帯保証人を立てて必要書類を提出する。提出後、指定期間内（4 月 1 日～）に、パソコンを利用したインターネットでの申入力をする。申込時に面接を行い、学業成績、家庭の経済事情、人物等の選考を行い、総合得点の上位から日本学生支援機構に推薦。

7 月下旬に決定者に採用書類郵送、7 月 11 日に日本学生支援機構より振込まれる。

2. 近畿大学奨学金

本学独自の奨学金には、以下の 3 種があり、資格・要件は以下のとおりである。

（1）「近畿大学給付奨学金」

①給付金額（一括給付）および期間＝年額 30 万円、1 年度限り。

②出願資格＝本学の大学院、法科大学院、大学、短期大学部に在学している人で、人物・学業ともに特に優れかつ健康であって学業優秀でありながら、経済的に学資の援助を受けることが必要であると認められる人。

他の奨学団体で給付を受けていない人（但し、外国人留学生・研究生等は除く。）。

③申込書類の配布・受付・面接・選考・採用決定・交付＝6 月初旬頃募集に関する掲示を行う。学業成績、家庭の経済事情および人物の総合判定により選考・決定し、本人に書面で通知する。大学から学生本人の銀行口座に年額 30 万円を一括して振込む。

（2）「近畿大学奨学金」（定期採用）

①貸与金額・方法・期間＝年額 60 万円（無利子貸与）、1 年度限りの貸与であるが、希望者は毎年申し込むことができる。年額を一括して、10 月上旬に学生本人の銀行口座に振り込む。

②出願資格＝本学の大学院・法科大学院、大学、短期大学部に在学している人で、健康にして経済的理由により修学が困難な人。家計基準は、日本学生支援機構第二種奨学金に準ずる。返還の義務を認識している人。

③申込書類の配布・受付・面接・選考・採用決定・交付＝新入生については入学手続後に概要（冊子）を郵送し、3 月下旬に「スカラシップ」（冊子：申込書類を含む）を郵送、在校生については毎年 1 月中旬～下旬にかけて、概要（冊子）を奨学金担当窓口（学生部）で配付し、郵送手続終了者に 3 月下旬に「スカラシップ」（冊子：申込書類を含む）を郵送。4 月上旬～中旬までを受付期間としている。書類提出後、指定期間内（4 月 1 日～）に、パソコンを利用したインターネットでの申入力をする。申込時に面接を行い、学業成績、家庭の経済事情、人物等の選考を行い、総合得点の上位から採用内定される。8 月下旬に手続書類を採用決定者に郵送。

（3）「近畿大学災害特別奨学金」

①貸与金額・期間・方法・返還＝年額 60 万円、1 年限り有効、無利子貸与、年額を一括して本人の銀行口座に振り込む。卒業後、毎年 12 月に一定金額 2～20 年にかけて返還する。

②申込み資格＝本学の大学院・法科大学院大学、短期大学部に在学している人で、過去 5

年以内に災害に遭い、「罹災証明書」が発行され、経済的理由により就学が困難な人。
採用された人には冊子「近畿大学奨学生のでびき」を送付し、詳細について紹介している。
③相談窓口＝学生部厚生課奨学金担当係で随時相談に応じている。

(4) 「近畿大学応急奨学金」(年額 60 万円、無利子貸与)

- ①貸与金額・期間・方法・返還＝年額 60 万円、1 年限り有効、無利子貸与、年額を一括して本人の銀行口座に振り込む。返還については、上記(3)の奨学金と同じである。
②申込資格＝本学の大学院・法科大学院大学、短期大学部に在学している人で、家計支持者の失職・破産・会社の倒産・死亡等により家計が急変し、学業の継続が困難な人。
③その他の事項については上記(3)の奨学金と同じ。

3. 近畿大学学費ローン

平成 16 年度から、近畿大学が「みずほ銀行」、「三井住友銀行」、「三菱東京 UFJ 銀行」と提携して、一般金融機関の教育ローンよりも低利で貸し付ける制度を設けている。この制度は、奨学金の収入基準を越える学生・高校の成績が一定の基準に満たない学生等で、従来近畿大学の奨学金制度では対象とならなかった学生に経済的援助の道を開くものである。いずれも融資であることから、返済のことを十分に検討し慎重に判断するよう指示している。銀行窓口での申込時に、「近畿大学学費ローン」と告げるように指示している。

4. 地方公共・民間育英団体の奨学金

各学部におけるこれらの奨学金制度の採用は、以下の表に掲げた通りである。大半は個人で直接申込する方式であるが、一部の団体は大学を通じて募集している。募集依頼がありしだい、奨学金担当係の奨学金専用掲示板等に掲示している。詳細については本部キャンパスは学生部厚生課奨学金担当係に、本部以外のキャンパスでは、それぞれの学部奨学金窓口で問い合わせるように指示している。() 内の数字は支給対象学生数を示す。(給付) と記載していないものはすべて貸与である。

	地方公共団体の奨学金	民間育英団体の奨学金
法学部	東大阪市 (1)、石川県 (2)、伊勢市 (給付 1) 富山県 (1) の各教育委員会、長崎県育英会 (1)	叡哲奨学会 (給付 1)、富本奨学会 (給付 1)、電通育英会 (1)、あしなが育英会 (1)、春秋育英会 (1)
経営学部	岡山県育英会 (1)、東大阪市 (3)、藤岡町 (1) の各教育委員会	富本奨学会 (給付 2)、電通育英会 (1)、奥村奨学会 (給付 1)、じゅうしん育英会 (給付 1) 春秋育英会 (2)、ヨネックススポーツ振興財団 (給付 1)
経済学部	岡山県育英会 (1)	中村積善会 (1)、富本奨学会 (給付 1)、じゅうしん育英会 (1)
理工学部	岡山県育英会 (1)、東大阪市 (5)、石川県 (1)、富山県 (1) の各教育委員会	叡哲奨学会 (給付 2)、瀧川奨学財団 (給付 1)、交通遺児育英会 (1)、電通育英会 (1)、あしなが育英会 (1)、じゅうしん育英会 (1)、財団法人レントオール奨学財団 (給付 1)、河内奨学財団 (給付 1)

薬学部		佐藤奨学会（給付 1）、叡哲奨学会（給付 1）、交通遺児育英会（1）、あしなが育英会（1）、河内奨学財団（給付 2）
文芸学部	岡山県育英会（1）、東大阪市（1）、長崎県育英会（1）	瀧川奨学財団（給付 2）、中村積善会（1）、電通育英会（1）
農学部	東大阪市（2）、岡山市（1）、富山県（1）、新潟県（1）、四日市市奨学会（1）	山口県ひとづくり財団（1）、瀧川奨学財団（給付 1）、交通遺児育英会（1）、あしなが育英会（2）
医学部	大阪府育英会（1）	叡哲奨学会（給付 1）、電通育英会（1）
生物理工学部		中村積善会（1）、中村積善会（給付 1）
工学部	長崎県育英会（1）、愛媛県（2）、藤岡町（1）の各教育委員会	山口県ひとづくり財団（1）、瀧川奨学財団（給付 1）、中村積善会（1）、交通遺児育英会（3）、松永育英奨学会（給付 1）
産業理工学部	岡山県育英会（3）、長崎県育英会（1）、福岡県奨学会（1）、岐阜県教育委員会（1）	山口県ひとづくり財団（3）、貝島育英会（給付 2）、福岡県教育文化奨学財団（2）、建築業協会（給付 1）

5. 教育ローン

「国民生活金融公庫の教育ローン」・郵便局で教育積立郵便貯金をしている場合に利用できる「郵貯貸付」・厚生年金保険または国民年金に加入している場合に利用できる「年金教育貸付」がある。

6. 学費減免制度

本学独自の制度として、「近畿大学特待生制度規程」による「入学試験の成績による学費免除」と「成績優秀者の学費免除（在学生）」がある。実施内容については、学部で若干の違いが見られる。

法学部＝附属高校の学生を対象とした特待生制度で、この制度は、学業、人物ともに特に優秀な者に対し、勉学奨励を目的として、入学金および 4 年間の授業料と教育充実費を免除する。法学部ではこうした特待生制度をより拡大・充実させるため、平成 19 年度より新しい特待生制度が設けられる。対象は、一般入試・前期（A 日程、B 日程）で、受験科目 3 科目の総合点が 75%以上で、かつ上位者から学科を問わず各日程 30 名以内の入学を許可された者、および C 日程において、受験科目 3 科目の総合点が 80%以上で、かつ上位者から学科を問わず 20 名以内の入学を許可された者とされる。

さらに、より広範な受験生を対象とし、優秀な学生を確保するため、平成 19 年度より新しい特待生制度の採用が決定され、附属高校以外の学生にも広く門戸を開くこととなった。

経済学部＝「入試成績優秀者対象奨学金」（経済学科・国際経済学科では 4 年間の授業料・教育充実費の半額免除、総合経済政策学科では 4 年間の授業料・教育充実費の全額免除）および「在籍中成績優秀者対象奨学金（スカラシップ）」（授業料・教育充実費の半額免除）の制度を設けている。

経営学部＝「在学生スカラシップ制度」で、各学年において、取得科目の平均点 80 点以上およ

び TOEIC のスコア 500 点以上を満たした者に、年額 10 万円の奨学金を給付。

理工学部＝a) 入学試験の成績による学費免除：理工学部では、計 120 名の予定で入学試験の成績優秀者の授業料と教育充実費を 4 年間全額免除する。b) 成績優秀者の学費免除（在学生）：勉学意欲の高い学生のために、成績優秀者の授業料全額免除制度を設けている。

工学部＝平成 16 年度入学試験より、一般入学試験・前期（A 日程、B 日程）受験者の内、各学科の合格得点上位者 5 名の計 30 名、両入試で合計 60 名枠について成績優秀特待生（学費免除）制度を設けている。平成 18 年度からは推薦入試でも各学科 3 名の計 18 名、総計にして 78 名を対象。卒業時までの 4 年間の授業料を全額免除。

産業理工学部＝学業特待生制度：入学試験（一般入試前期 A 日程・B 日程及びセンター試験入試中期）において優れた成績を修めた学生の学費を免除するものであり、成績によって授業料と教育充実費の全額（学業特待生 A）、もしくは授業料の全額（学業特待生 B）が原則 4 年間にわたって免除される。

7. 外国人留学生に対する奨学金制度

本部キャンパスにおける外国人留学生に対する奨学金制度は以下の表（平成 18 年 9 月 1 日現在）に示すように、近畿大学独自の制度として「第 1 号給付＝入学金相当額」と「第 2 号給付＝年額 80 万円」とがある。平成 18 年度までは、留学生全員に対して、授業料の一律 30% 相当額の減免措置を講じていたが、平成 19 年以降は廃止することになった。その他、政府事業として 2 種類、民間団体の 7 種類を受給している。外国人留学生の奨学金の取り扱いについては、全て、国際交流室で取り扱っている。

	奨 学 金 名	受給者	内 訳	
近 畿 大 学	近畿大学外国人留学生奨学金 （第 1 号給付）＝入学金相当額	12	学部	別科
			12	
	近畿大学外国人留学生奨学金 （第 2 号給付）＝年額 80 万	14	14	
	留学生全員に対する授業料の一律 30% 相当額の減免措置。 但し、平成 19 年以降の入学者については、適用なし（廃止）。			
支 援 機 構	日本国政府文部科学省国費外国人留学生	1	1	
	私費外国人留学生学習奨励費	31	30	1
民 間	（財）大遊協国際交流・援助・研究協会奨学金	1	1	
	公益信託滝崎記念アジア諸国留学生奨学基金	1	1	
	（財）ロータリー米山記念奨学会	院生		
	（財）平和中島財団	1	1	
	（財）アジア国際交流奨学財団	1	1	
	（財）大阪コミュニティ財団	1	1	
	中華民国在日近畿大学校友会奨学金	1	1	
	合 計	64	63	1

8. 近畿大学学園学生健保共済会による補償制度

本制度は、大学の協力のもとに、会員学生の心身ともに健全な健康の維持、増進をはかり、より素晴らしい生き方や、より充実した人生への助成を行うとともに、相互扶助の精神に基づ

き会員の福利厚生 of 向上を目的として設けられたもので、本部キャンパスに本部事務所を置き、本部キャンパス以外 of 学部、高専に支部事務所を置いて「(1) 健康増進事業、(2) 健康共済事業、(3) その他 of 事業」を行っている。病気・入院による医療費 of 給付や入院見舞金 of 給付、病気・事故による死亡弔慰金、後遺症障害見舞金 of 給付、災害見舞金 of 給付、等 of 各種給付制度や、学生 of 父母等保護者（学費負担者）に、万が一がおきたときに、以後 of 学費を補償し、学業遂行 of 支援を行う「学費補償制度」（任意加入）を実施している。詳細について of 紹介は、本部キャンパスは学生部厚生課、本部キャンパス外 of 学部、高専については各窓口で行っており、また冊子「HAND BOOK '06」やホームページ（<http://kindai-wellness.jp>）等で、広報 of 徹底を図っている。

9. その他 of 経済的支援

アルバイトや経済的負担を少しでも緩和できるリーズナブルな住居 of 斡旋も実施している。アルバイトについては、学生部において、学生生活 of 経済面を一部補充するための手段であり、学業 of 余暇（春期・夏期・冬期休暇中）に行うことを前提にして、斡旋・紹介を行っている。

アルバイト of 紹介方法として、インターネットを利用したホームページでアルバイト求人情報を閲覧し、就労条件・応募方法を確認して直接応募できる（1）直接応募（紹介状不要）と、（2）大学 of 掲示板で紹介されているアルバイト of 申込（本部キャンパスのみ紹介状必要）がある。本部キャンパス窓口は学生部厚生課。大学では、学生 of 身体 of 安全、学業への影響、責任問題等を含めた観点から、一定 of 業務については紹介をしていない。

住居 of 斡旋については、東大阪本部キャンパスでは、学生部厚生課が発行している冊子「House Information（住居案内）」をとおして、信頼できる不動産業者を推薦・紹介している。

冊子は、新入生（大阪府在住以外 of 人）に対しては、入学手続きをした人に郵送し、在校生に対しては、学生部厚生課窓口で配付している。本部キャンパス以外 of 学部については事情が異なるので、各キャンパス of 担当者係に直接問い合わせるように指示し、広報 of 周知徹底を図っている。

特に、産業理工学部においては、独自 of 支援として、学生寮：近隣 of 寮 of 経営者が作った学生寮組合内 of 寮と、近畿大学附属校 of 旧校舎を改築した民間経営 of 寮“セトル飯塚” of 2 種類 of 寮を紹介、学生 of 便に応えている。

【点検・評価】

平成 17 年度 of 本学 of 奨学金制度は、民間 of ものを含めて総数 37 強あるが、本学学生が特に恩恵を受けているのは日本学生支援機構奨学金 of 制度である。無利子貸与である第一種は、本人 of 成績や学費負担者 of 所得制限 of 条件が厳しく、定員が少ないため、平成 17 年度は、以下 of [表 1] で明らかなように、本学在籍学生総数 of 8.7%（昨年度は 7.6%）と厳しいが、有利子貸与 of 第二種は採用条件が緩やかで、在籍学生総数 of 19.2%（昨年度は 18.7%） of 学生が貸与されており、他 of 制度に比べて利用度が高く、希望する学生に対する支給・貸与 of 比率は、日本支援機構奨学金 of 制度変更、特に採用基準 of 大幅な緩和に伴い、昨年度に比べてかなり上昇している。支援機構奨学生 of 増加は、経済的支援を必要とする学生数 of 増加に比例するものであり評価できる。

近畿大学給付奨学金 of 受給者は、[表 2] に掲げているように、全学部総計 83 名、全学生数に対する受給者 of 割合は 0.244%、近畿大学貸与奨学金は、全学部総計 506 名、全学生数に対する割合は 1.958、約 2 % である。給付（返還不要）と無利子貸与 of 制度は、数値が示すように、採用対象者数は少ないが、経済的に困窮し、学業 of 継続に支障をきたしている優秀な学生への

経済的支援策として、特待生給付制度や授業料減免制度とともに重要な役割を果たしており、高く評価できる。

[表 3、表 4]において、平成 18 年度 5 月現在における支援機構奨学生と近畿大学奨学生に出願した学生数（経済的支援を必要とする者）の全在籍学生数に対して占める割合は約 8.5%であり、決して少ない数ではない。しかし、その約 93%の学生が採用され、いずれかの奨学金の支援を受けている。この数値は、奨学生を希望する学生にとって非常に大きな支援を意味するものであると評価できる。

このような状況は、日本学生支援機構奨学金制度が経済的理由で就学に困難である優れた学生に対して支給され、継続的に勉学が修められるよう生活基盤を支えることを目的とするものであることから、学生の経済的支援の措置として適切であると評価できる。

また近畿大学奨学金も同様に学生に対する経済的支援の一翼を担うものであるが、出願資格が多様であるため、本人の経済的な状況に見合った奨学金制度を選択できる点も学生のニーズに対応しているといえる。特に、予期せぬ突発事故（天災事変、家計支持者の失業・破産・死亡等）によって修学困難に陥った学生を救済し保護するために設けられた緊急時の奨学金制度（災害特別奨学金・応急奨学金＝これに関する平成 17 年度の利用状況については[表 2]）と、通常の奨学金ではないが、「近畿大学学園学生健保共済会」が、学生の保護者（学費負担者）が死亡したり、または高度障害者になった場合に、学生の学園生活が経済的に破綻しないような学費補償を行っていることは、さらに評価しうる制度であるといえる。

これらの各種奨学金制度や学費減免制度、その他の経済的支援のための制度については、学生への周知徹底をはかるために、学生部発行の冊子「STUDENT LIFE GUIDE BOOK」をとおして、あるいはインターネットにより大学ホームページをとおして、また学部によっては、基礎ゼミやオフィス・アワーをとおして情報の伝達を行っている。奨学金制度等の詳細に関する伝達については、学生の便宜に十分に適うように行われていると評価できる。

さらに、新入生に対する特待生制度や在学生に対するスカラシップ制度の設置は、経済的支援により優秀な学生の入学および育成を推進するための制度であり、他の学生の勉学意欲の向上をはかる上で、有益な制度であると評価できる。

平成 18 年 5 月 1 日現在での外国人留学生の在籍数は、学部 304（150）人、別科生 11（6）人、総計 377（193）人である。前掲【現状の把握】7. で表示したように、奨学金の受給者は 64（学部 63、別科 1）人である。在籍数に対する受給者の割合は、27%に及んでいる。留学生の殆どが中国その他東南アジア出身であり、経済的負担が学業遂行に大きな負担となっていることは明らかである。留学生に対する奨学金制度の適用対象枠は狭いが、留学生への経済的支援としては大きな役割を果たしていると評価できる。

その他の支援としてのアルバイトについては、身体的安全、学業への影響、責任問題等を含めた観点から、職種を制限している。アルバイト学生も労働基準法の適用を受ける労働者であることから、賃金の不払いや就労条件等のトラブルが発生した場合は、速やかに担当窓口（本部キャンパス（学生部厚生課）以外では窓口の呼称が異なる）に連絡するように、冊子「STUDENT LIFE GUIDE BOOK」等やインターネット（大学ホームページ）をとおしてその旨を告知し、問題解決にいつでも対処しうる体制をとっている。

学生の大半にとっては、関西地区の出身で、自宅通学者であるため、学生寮の差し迫った必要性は感じられないが、地方出身者にとっては、生活費の中で占める住居等の施設費の負担は大きく、経済的支援の一つとして重要なウエイトを占めている。本学—本部キャンパス以外の学部を含め—には、独自の施設としての学生寮はなく（一部運動部等や地方の学部については民間業者に委託して運営する寮がある）、自宅外通学者のすべては、民間のアパートや学生用マ

ンションを賃借・使用しているのが現状である。大学としては、悪徳業者の犠牲にならないように、信頼できる一定の業者に紹介・斡旋を委託し、学生にとって出来るかぎり経済的負担とならないように、低廉で健康な居住環境を提供できるように努力し、学生の要望にかなりの程度で応えることが出来ている。

総括的に見て、学生生活に対する経済的支援については、目標到達の程度はかなり高いものと評価できる。

[表1] 平成17年度における学部別奨学金の貸与状況

	日本学生支援機構奨学金		在学生に対する比率 (%)		
	一 種	二 種	在籍学生総数	一 種	二 種
法学部	224	543	2,942	7.614	18.457
経営学部	263	683	3,156	8.333	21.641
経済学部	157	381	2,153	7.292	17.696
理工学部	443	1,071	5,542	7.994	19.325
薬学部	75	128	691	10.854	18.524
文芸学部	184	348	2,108	8.729	16.509
農学部	199	496	2,487	8.002	19.944
医学部	28	59	613	4.568	9.625
生物理工学部	140	461	1,860	7.527	24.785
工学部	196	536	2,357	8.316	22.741
産業理工学部	134	434	1,930	6.943	22.487
計	2,043	5,140	25,839	7.567	19.248

[表2] 平成17年度 学部別近畿大学奨学生の内訳と採用状況

	給付奨学生	貸 与 奨 学 生			
		災害	応急	定期	計
法 学 部	9		3	67	70
経 済 学 部	1		1	37	38
経 営 学 部	8	1	1	54	56
理 工 学 部	8		7	122	129
薬 学 部	5		1	19	20
文 芸 学 部	4		1	43	44
農 学 部	2		3	35	40
医 学 部	28			9	9
生 物 理 工 学 部	8			38	38
工 学 部	6			42	32
産 業 理 工 学 部	4			2	30
全学部 計	83	1	17	458	506

[表 3] 平成 17 年度 学部別の近畿大学奨学金給付・貸与状況は以下のとおりである。

	在籍学生 総数	近畿大学奨学金（貸与）		近畿大学給付奨学金	
		支給対象 学生数	在籍学生数に 対する比率(%)	支給対象 学生数	在籍学生数に 対する比率(%)
法学部	2,942	70	2.379	9	0.306
経済学部	2,153	38	1.765	1	0.041
経営学部	3,156	56	1.774	8	0.253
理工学部	5,542	129	2.328	8	0.144
薬学部	691	20	2.894	5	0.724
文芸学部	2,108	44	2.087	4	0.190
農学部	2,487	40	1.608	2	0.080
医学部	613	9	1.468	28	1.468
生物理工学部	1,860	38	2.043	8	0.430
工学部	2,357	32	1.358	6	0.255
産業理工学部	1,930	30	1.554	4	0.207
計	25,839	506	1.958	83	0.244

[表 4] 「近畿大学奨学生と日本学生支援機構奨学生を希望する者（出願者）の在籍学生数に占める割合および出願者数に対する最終採用決定者の占める割合」

	在籍学生 数	出願者数	在籍学生数に 対する出願者の比 率 (%)	採用決定者	出願者数に 対する最終採用 決定者の比率 (%)
法学部	2,942	257	8.7	240	93
経営学部	3,156	328	10.4	316	96
経済学部	2,153	178	8.3	171	96
理工学部	5,542	455	8.2	417	92
薬学部	691	65	9.4	59	91
文芸学部	2,108	167	7.9	160	96
農学部	2,487	176	7.1	168	95
医学部	613	26	4.2	24	92
生物理工学部	1,860	224	12.0	183	82
工学部	2,357	190	8.1	181	95
産業理工学部	1,930	176	9.1	159	90
計	25,839	2,242	8.49	2,078	93

【将来への具体的方策】

日本学生支援機構奨学金制度の採用条件の緩和による支給・貸与学生の増加は、長引く不況の煽りを受けて経済的に就学困難な状況にある学生にとっては大きな救済となるが、卒業後の返済について、経済的な事情による旧育英会が直面した貸与金回収の困難が生じる可能性が伺

われる。また多様な内容を有する近畿大学独自の奨学金制度は、しかも無利子貸与制度については、日本学生支援機構奨学金に採用されない学生の救済措置としての補完的役割も果たしており、経済的不況により学資負担者からの学費の支弁を停止された学生にとっては大きな支えとなり得る。しかし、授業料や生活費等を賄うために、その不足分をアルバイトに収入を求める学生が増え、学業や生活に支障を生じる危険を考えると、貸与金額の増額や返済方法を再検討する必要がある。特に、医学部学生は修学年限が長く、授業料が高額であることから、修学の途中で、学資負担者の事情による費用支弁の困難から、学業を継続できなくなることもあり得ることから、「十分にして幅広い支援」を目標とした給付・貸与金額の増額と採用対象者数の増加を再検討する必要がある。

外国人留学生に対する奨学金制度については、私費留学生が大半を占める現状では経済的な負担増から、留学生の休学・退学が増えてきている。また、従来の留学生全員への一律学費減免制度が廃止されることにより、留学生の経済的負担は一層重くなり、学業継続への大きな支障となることは明白である。国際交流の積極的推進が叫ばれている今日、外国人留学生の経済的支援は重要かつ優先的に解決すべき課題であり、学費減免に代わる新たな奨学金制度（たとえば学費全学免除あるいは奨学金の全員に対する支給）や多くの民間奨学制度の導入への努力をし、受給者数を拡大する幅広い支援を講ずる必要がある。さらに、外国人留学生にとって適切なアルバイトの紹介・斡旋を特別に担当する窓口の設置も検討する必要がある。

なお、インターネットの普及により各種奨学金やその他の経済的支援に関する制度のみならず大学の諸システムへのアクセスが、学生にとってより容易に行うことができることにより、必要な情報の収集・提供などが迅速に処理され、大変便利となっている。学生は何時でも迅速に学生に対する大学の情報を収集し、その用に供することが出来、大学は学生の便宜に何時でも迅速に供しうる体制を確立し保持しておくことが、今日の大学教育システムの不可欠な要件といえる。この点においては、インターネットによるアクセスという方法の適切性には十分同意できるが、個人情報の漏出による被害、プライバシーの侵害という問題が不可避免的に発生する。したがって、特に、個人情報保護法との関係から、奨学金申請書類の管理・保管体制の強化と、面接に際して、申請者のプライバシーを侵害しないように細心の注意を払う必要があり、情報の流出・漏出を防備しうる情報機器管理システムの確立を図る必要がある。

（生活相談等）

【到達目標】

従来とは大きく異なる生活環境の大きな変化の中で、様々な悩みを抱えて一人苦しみ、学業に専念できない学生が増えてきている。学生が安心して就学し、勉学に専念して有意義に学生生活をおくるためには、心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性が保障されなければならない。学生生活において学生が直面するこれらの問題について、十分に対応しうる体制を確立する必要がある、その到達目標として以下のことを掲げることが出来る。

1. 学生の生活相談への対応および生活相談機能を充実させること、そのための各種の施設や組織を確立すること。
2. セクシュアル・ハラスメント防止への対応、ハラスメント防止のための措置。

【現状の把握】

1. 本学では、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生等に関する生活相談に対して、学生が大学生活をエンジョイし安全で円滑に過ごすことができるように、以下のような部署や施設および組織を通して対処し、それらの適切性保持の目的実現のために努めている。

（１）学生相談室

学生部学生課が相談室を設けて、本部キャンパスの各学部学生を対象に、学生が有する勉学環境や交友関係、その他多様な悩みや問題についての相談に応じている。相談受付時間は土曜日、日曜日を除く平日の「午前 9 時 30 分から午後 4 時までと、午後 6 時から午後 7 時まで」になっており、学生にとって利用しやすい時間帯でもあり、相談に訪れる学生の数が多い。また各学部においても学部教員によって構成される「学生委員会」や「教務委員会」が相談室を開設して対応している。学生相談室で対応できないレベルの精神的支障をきたしている学生については、保健管理センターの専門カウンセラーや附属病院の専門医に対応してもらっている。

特に、産業理工学部では、すべての教員が参加する保護者懇談会を開催して、学生の問題解決に対処している。平成 17 年度は、名古屋・大阪・香川・広島・福岡・長崎・大分・鹿児島・飯塚の 9 箇所で開催し、在籍学生数の約 3 割に匹敵する 673 名の保護者が参加している。

（２）基礎ゼミ・クラス担任制・研究演習

学生の生活上の悩みや問題を解決するためには、早期にその事実を発見し適切な指導と助言を与える必要がある。基礎ゼミ（1 年生）・クラス担任制（2 年生）・研究演習（3・4 年生）はいずれも少人数編成であることから、教員による学生の状況把握がし易く、また担当教員が学生と親しく接することができるので、学生の生活相談の場としても十分に機能している。

（３）近畿大学学園学生健保共済会

「近畿大学学園学生健保共済会」の活動内容

本共済会は、学生の心身ともに健全な健康の維持・増進をはかり、安全・衛生への意識を向上させ、よりすばらしい生き方やより充実した学生生活を支援・助成することを目的とする会員（学生）の相互扶助制度であり、次の 7 支部で構成されている。

- 東大阪支部（大学本部）
- 奈良支部（農学部）
- 大阪狭山支部（医学部・附属看護専門学校）
- 広島支部（工学部）
- 飯塚支部（産業理工学部・九州短期大学）
- 和歌山支部（生物理工学部）
- 熊野支部（近畿大学工業高等専門学校）

本共済会は、本学の学生全員が入学と同時に会員となり、「健康保持・増進事業」にとどまらず、学生の不慮の事故・疾病などに対する経済的支援を図り、会員の学費負担者に万一のことが起きた場合の学費補償（加入手続が必要）も含まれる「保険共済事業」を二つの柱とし、その他の関連事業として、ウェルネス・ニュースを年 2 回発刊している。

「健康増進事業」として、各種イベントの実施（学術・文化・交流活動、各種講座・教室の開催、健康医学などの講演会の開催、スポーツ活動、ボランティア活動）厚生施設、トレーニングルーム（大学本部）の設置・運営を行っている。

「保険共済事業」としては、医療機関で保険証を使用して支払った医療費の給付、入院見舞金、後遺症障害見舞金、死亡弔慰金の給付事業を中心に、学生が事故に遭遇したとき、あるいは病気になったときの支援活動や助成活動を行っている。

この点については経済的支援のところで紹介した。

(4) 「健康スポーツ教育センター」の活動

在学生だけでなく、卒業生や教職員も参加できる「健康管理システム」で、生涯にわたる健康スポーツ教育を通して、健康への配慮と豊かな生きがいの創造を目標に活動している。

(5) 「保健管理センターおよび保健管理室・医務室」の活動

当センターでは、本部キャンパスにあり、学生の健康保持と管理のため、診察・治療・健康相談・月曜から土曜までの「精神衛生相談カウンセリング」を行い、また学生の利用に資するように小冊子「保健管理センター案内」を配布し、さらに新入生に配布される「学生生活ガイドブック」に健康管理の仕方についての情報を記載し、学生の健康についての認識を高めるよう努めている。なお、本部キャンパス以外の学部、特に、生物理工学部では、実験や実習中の突発的な事故に備えて保健管理室に看護師 1 名を常駐させ適切な対応が取れるように配慮し、また大学周辺の医師に校医を委託し、学生の健康保持・安全を図っている。医学部においては、昭和 53 年 4 月に医務室が設置され、学校医と保健師が学生生活委員会と連絡を取りながら定期健康診断、B 型肝炎検査を行い、また臨床心理士によるカウンセリング等をとおして学生の健康管理を行っている。

(6) 学生定期健康診断

本学では、毎年 4 月下旬に、文部科学省制定学校保健法第 6 条および本学学生規程 27 条に基づき、全学生を対象に実施している。学生の健康状態を把握するとともに、病気の早期発見による早期治療の指導を行っている。

(7) セミナーハウスの利用

本学は、白浜・湯浅・恵庭に、豊かな自然に恵まれた環境の中で生活できる 3 つのセミナーハウスを所有し、教職員や学生のリフレッシュの場として利用されており、心身の健康保持に役立てられている。

(8) 附属病院の利用

本学は、医学部に充実した施設を有する 3 つの附属病院（狭山・堺・奈良）があり、学生・教職員・一般の人達の健康保持増進に大きな役割を果たしている。

特に、理工学部では、上記の活動、施設の利用による以外に、健康の保持および安全・衛生に関する独自の制度として、健康科目を開講し、学部学生全員を対象とした「健康教育」を実施し、また「安全管理・衛生委員会」を設置して、これらの問題に対処している。

(9) オフィス・アワー

教員は、週に 1 度 90 分のオフィス・アワーを設けることが義務付けられ、学生の相談に応じ得るようになっているが、あまり利用者がいないのが実状である。

(10) その他

本部キャンパス以外の各学部においても、学生委員会・学生相談室・女子学生相談室・カウンセリング・ルーム・保健管理室・就職相談室を設けてこの問題に積極的に取り組んでいる。特に、工学部（広島）では、叙上のほかに、担当教員が少人数の学生に対して、生活面のみならず、教務関係、医務関係などあらゆる面で、身近な相談相手となる「チューター」あるいは「アドバイザー」の制度を設けてこの問題に対応している。

2. 「人としての尊厳」を損なう不快感を他人に与えるハラスメントは、特に、大学においては、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等を含む「キャンパス・ハラスメント」として位置づけられ、教職員の職務上の関係や、あるいは教職員と大学院および学部学生との関係の中で、勉学、研究、業務等、日常の生活環境に耐えがたい支障を引き起こす結果となりうる。大学を構成する教職員・学生は、個人として尊重され、人権侵害と差別のない公正で安全な生活環境を享受する権利が保障されなければならない。

大学は、特に、授業、研究、ゼミ、サークル活動を通じて様々な人間関係があり、また学生、教職員、上級生、下級生などと立場の異なる人が多くいることから、多様な局面でセクシュアル・ハラスメントが生じやすい環境にあるといえる。

本学は、特に、セクシュアル・ハラスメントの防止について、全学対策委員会が「近畿大学学園セクシュアル・ハラスメント防止指針」を定めて平成13年4月1日より実施し、これを人権問題として捉え、これに対処するため「人権委員会を設置して、人権教育の推進と啓発活動、教職員人権教育研修会等を実施したり、「人権事務室」に常時4人の職員を配備して対応し、「人権問題研究所」を設置して国内外における人権に関する諸問題の調査・研究を行うなど、全学をもって人権意識の向上に努め、ハラスメントのない環境づくりを図っている。

さらに各学部 to 防止対策のための委員会を設置して専門家による講演会を開催したり、大学が作成しているセクシュアル・ハラスメント防止のための指針や資料（冊子：セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン）を配布し、さらに「人権委員会」が講演会およびビデオ学習会等を開催して、この問題に関する教職員および学生の認識を徹底させるよう努めるなど、その防止に積極的に取り組んできている。

【点検と評価】

学生相談室では、学生部学生課の職員が多くの学生の相談に親切かつ適切に対処しており、学生が大学生活を安心して送るに当たって重要な役割を演じていると高く評価できる。しかし、職員はカウンセリングに関しては専門的な知識・技術・経験を有するプロではなく、相談に対応するにも限界があるので、その場合には、直ちに専門のカウンセラーにゆだねる制度が確立されているので問題はない。またアドバイザー制度も学生の生活面のみならず全人的育成に寄与していると思われるが、チューターの資質のレベルによって、学生個人々人への対処の仕方が異なり、的確な指導に繋がらないという弊害は避けられない。

基礎ゼミ・クラス担任制・研究演習は、大学の中で唯一少人数教育を行うことができ、学生と教員が最も身近に接見し得る場であり、学生の相談に十分に対応しうるといふ点では評価できるが、担当教員のレベルおよび教育経験の差は、特に教育経験が重要な意味を持つ学生の悩みや相談の解決には不十分な結果をもたらすことになるのではないかと懸念されるところである。

産業理工学部における保護者懇親会の開催は、学生自身による直接的な学生相談に代わる新たな問題解決方法として、学業不振者や不登校学生の把握、それへの迅速な対処に効果を発揮し、留年者・退学者の減少傾向を示した点は評価できるが、子の危機的な状況に無関心な保護者や出席要請を無視する保護者が増えている現実が指摘されており、今後の検討が必要であろう。

近畿大学学園学生健保共済会の「健康維持・増進事業」は、学生の自主的な各種活動を通して、クラブ活動とは違った心身の健康増進に寄与しており、「保険共済事業」は学生が不慮の人身事故に遭遇したり、怪我や病気にかかった場合の経済的支援として寄与しており、また手続

き自体も簡便であり、日々の生活、健康の維持・増進等の担保として学生に大きな安心感を与えている点は、長所として評価できる。

特に、保健管理センターや本部キャンパス外の学部におけるカウンセリングルームで行われる専門家によるカウンセリングは、精神医学的観点から学生の状況を観察し、心のケアをはかるために十分機能しており、3つの附属病院を有する近畿大学医学部との強力な連携をもって活動していることも大きな特徴として評価できよう。

定期健康診断は、学生の心身の健康保持のために極めて重要な意義を有するものであり、特に、近年増えている学生の自己管理不備による生活習慣病等の早期発見に効果をあげている。しかし、学生の定期健康診断の受診率が低いことは憂慮すべき問題である。

セクシュアル・ハラスメントへの対応及び防止については、全学対策委員会が「セクシュアル・ハラスメント防止指針」を作成・配布して、またこれを人権問題としてとらえ、この問題を、全学人権委員会が、人権週間をもうけて、また各学部人権委員会が、広い範囲にわたる人権問題に関する講演会の開催や映画上映等を通して、全学教職員および学生の人権意識の高揚を目的に人権教育に積極的に取り組んでいること、さらに各学部にセクシュアル・ハラスメント防止委員会と相談窓口を設けて、随時、電話、電子メール、個別面談などを受付ており、また、必要に応じて、調査・調停委員会を設置して、迅速に調査して問題改善したり、カウンセラーや弁護士など、学内、学外の専門家を紹介して解決し得るよう積極的に取り組んでいる点は十分に評価しうる。

【将来への具体的方策】

健保共済事業が学生生活の心身の健康増進に大きな役割を演じている制度であることは周知のとおりであるが、この共済事業の存在、その趣旨・目的、事業内容を十分に認識していない学生が多いことは問題であり、今後の改善すべき課題として、共済会の活動・事業内容を学生に周知させる情報提供の機会を定期的に多く持ち、また事業の運営に当たる学生委員が、会員にとって意欲的に参加できる魅力ある企画を考えていく努力が必要である。

その他上記の活動および施設の利用による健康保持・増進のプログラムは、その目的・内容から見て、自らの健康管理の重要性を認識すれば、いつでも参加することができる優れたシステムであると評価できるが、全般的に見て利用者が期待されたほどに多くない状況からすると、今後の課題として、健康教育をととして学生各自の健康管理の重要性を覚醒することも必要である。健康の基本である食生活に関する教育の必要性和、栄養のバランスを考えた学生食堂の充実・改善が全学的な問題として検討されるべきである。

さらに、セクシュアル・ハラスメントについては、今後の問題としては、全教職員および学生に人権教育が徹底するようなプログラムの企画をする必要がある。

なお、スモーク・ハラスメントについても、本学は積極的に対策を講じており、現時点では建物内禁煙に止まっているが、今後は、キャンパス内全面禁煙を実現・維持できる健康な環境づくりを目指して、教職員・学生の自覚・努力を促す禁煙教育のプログラムを企画することも必要である。

また学生の便宜を思慮した場合、それに対処する相談窓口の一本化と、学生が適切かつ的確な指導を受けうるように、各チューターの資質向上を目的とした専門指導者による研修会を定期的に計画することが今後の課題として検討されるべきである。

学生相談に関しては、とくにプライバシーに関するものが多く、個人情報保護が完全に図られるよう注意を喚起すべきである。

(就職指導)

【到達目標】

就職指導は、学生の卒業後の進路の選択、決定を促しその後の人生をも左右する重要な指導である。この認識を基にして就職部では、各学部・各教務部・学務部・高大連携室などの関連部室と連携をとりキャリア形成支援及び進路・就職指導を行っている。

また、学生の就職活動は、景気変動や企業業績などの様々な社会情勢に大きく影響されるのが現状である。そのような変化に対応すべく就職指導方法も時代の流れを常に模索しながら行っている。ここ数年、社会のニーズも多様化しているなかで、学生の進路に対するニーズも多様化している。就職部として、学生が卒業後の希望進路に進むことができるように時々によって、就職指導を柔軟に対応している。

【現状の把握】

本学学生の進路・就職支援は、就職部の主導のもとに行われている。本部キャンパスと地理的に離れている地方学部（医学部を除く 4 地域）においては、各学部の就職課が本部就職部と連携をとり、学生の進路・就職支援を行っている。

また、近年導入されたシステムとして Web を活用しての就職支援システムの開発があげられる。総合大学としての膨大な就職情報は、大学外（自宅など）どこからでも本学の在学生ならびに教職員は、瞬時に Web から入手可能になっている。

なお、就職部では、近畿大学の教育理念に基づき、学生の就職指導としての理念・目的を下記のように掲げ、就職部職員、地方学部就職課職員はもとより、各学部・学科における就職対策委員の教員が学生の進路・就職支援を行っている。

理念

- (1) 競争的環境の中で個性が輝く大学創り
- (2) 本学の発展と社会的評価、信頼性の向上
- (3) 大学教育と学生の学習成果を社会へ還元

キャリア形成

- (1) 学生のキャリア形成支援と能力開発
- (2) 学生の社会的・経済的自立に関する助言と支援
- (3) 職業適性に則した職種・進路選択に関する助言と支援

就職支援

- (1) 学生の就職先を受験生、在学生および社会に対して保証
- (2) 企業研究・企業選択に関する助言と支援
- (3) 学生満足度の追求、効率的で実践的な就職支援
- (4) 卒業生に対する就職支援

A. 学生の進路選択に関わる指導の適切性

1) 就職支援業務

【理念・目的】

就職部として、学生が希望進路に進むことのみではなく、卒業後にも活用できる指導を心がけている。社会情勢や採用基準の変化をいち早くとらえ、今後の展開を考えながら、学生を指導することが就職支援業務である。

また、指導上の留意点として、安易に答えを出さず様々なケーススタディを提案し、学生自らが選択・決定できる姿勢を大切にしている。

①就職相談

【現状の把握】

本学は総合大学であり、学生の所属する学部・学科は多岐にわたっており、それにともなつて学生の個性、志望する業界、業種も幅広く分かれている。本学では学生それぞれの個性や目的に応じた個別カウンセリングを重点的に行っている。学生の目線に立ち、気持ちを汲み取りながら、納得するまできめ細かく行うことを重視している。個人を対象にした相談は、就職活動の進め方から履歴書・エントリーシート添削、面接の対策、企業情報、内定をもらってから対応まで、就職活動のスタートから最終決定するまで全般的にサポートし、あらゆる相談に応じている。

この相談業務は、日常的に行っており、平日午前 9 時から午後 8 時 30 分まで、土曜は午前 9 時から午後 5 時までフルタイムで対応している。

【長所】

学生の就職活動は就職情報サイトなど、インターネットを活用した活動が中心となっている。便利な半面、企業を表面的にしか見ることができず、自分だけの判断に頼ることで、誤った就職活動をしている場合でも、自らが軌道修正できない学生が増えている。一方で、就職部にはこれまでに職員が行う企業訪問などで得た生の情報を保有している。

また、多くの企業には本学の OB・OG が在籍しており、実際に働く社員の話を聞くことが可能であり、自分のイメージと実際の仕事とのギャップから生じるミスマッチを避けることができる。生きた情報を学生に提供することで、就職観、職業観の育成につなげている。

【問題点・改善点】

就職相談業務は、現状として就職活動のピーク時にはたいへん混雑し、長時間学生を待たせる場合もある。履歴書・エントリーシートの添削は特に時間がかかるため、今後、ピーク時には事前予約制を導入することや、特に多い相談内容項目については、テーマごとに小集団形式のミニガイダンスを設けることも検討している。

就職相談は、デリケートな内容などは別室にて相談を行っているが、一般的な相談についてはオープンカウンターにて行っているため、プライバシーの保護に関しては不十分であり、専用相談コーナーを設ける必要がある。

平成 17 年度 相談者数・相談内容別

相談内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
就職（進路）について	149	93	96	111	19	52	120	123	108	89	100	134	1,194
就職活動の仕方	65	47	35	25	9	19	59	44	37	32	49	56	477
履歴書・エントリーシート of 書き方・添削	179	85	79	40	15	20	73	77	210	398	625	293	2,094
業界・企業・職種研究	36	22	22	8	2		10	8	3	4	8	4	127
採用試験	26	23	8	7		2	7	6	3	3	4	6	95
学校推薦（推薦状）について	45	40	25	15	3	5	1	6	4	4	14	20	182
内定をもらって（承諾書等）	133	206	145	86	39	44	42	23	17	8	6	23	772
U ターン就職	1		3		1	1	4	3	1	1	1		16
公務員試験	4	3	6	6	1	4	12	2	2	1	1	4	46
資格について	2		1				2		1				6
企業情報・企業評価（帝国データバンク 他）	23	52	64	26	7	11	4	5	3	5	5	6	211
インターンシップ	4	29	19	24	1	5	2	1			2		87
卒業生 of 相談			17	18	11	13	11	12	9	5	5	7	108
その他	204	169	125	109	25	37	65	60	61	71	60	65	1,051
合 計	871	769	645	475	133	213	412	370	459	621	880	618	6,466

平成 16 年度	1,110	923	785	608	153	337	523	460	514	726	1,265	919	8,323
平成 15 年度	1,023	898	888	639	150	309	577	412	528	584	1,421	584	8,013

②模擬面接（面接対策）

【現状 of 把握】

企業の採用活動において、最重要視されるのは面接である。学生の中には、面接に苦手意識を感じる学生も多いため、模擬面接を実施している。以前は就職ガイダンスの中で模擬面接を行っていたが、実践の場の提供を要望する学生が多くなり、小グループごとに模擬面接を実施している。単に面接における実践の場を提供するだけでなく、面接で気付いたポイントを指摘し、今後どのようにすれば面接を突破できるのか、アドバイスをを行い、自信を持って就職活動に望めるように指導している。

実施時期としては、企業の採用が本格的にスタートする前の 1 月と、就職活動を行っているものの、面接をなかなか通過できない学生を対象に 5 月にも行った。1 月と 5 月では、面接のスタイル、学生の人数や指導ポイントもその時期に合わせて変更している。

【長所】

就職部の面接では、実際の面接に近い場を再現することにより、学生自らも面接における課題を理解することができ、アドバイスを与えることによって今後の方向性を見出すことができている。その結果として、学生の自己理解につながり、採用面接で力を発揮しやすい。

【問題点・改善点】

現在は、志望する業界に関係なく、学生に共通した内容の面接を中心に行っているが、業界・企業によって求めているもの、重視している部分（採用基準）が異なるので、その業界に精通した担当者が業種ごとに面接を担当していくことができれば望ましい。そのためには、職員の知識、経験、能力の向上をより一層努めていく姿勢が大切である。

③学校推薦

【現状の把握】

就職部に、推薦の依頼が寄せられた企業・団体を学生に告知し、希望者に対して、就職部で推薦依頼企業・団体の求める人物像を想定したうえで学内選考を行い、企業・団体に推薦する。就職部では、企業・団体から推薦書の提出が求められた場合、学長名の推薦書を発行している（理系学生は、各学科の就職委員が発行している）。

また、推薦書提出後の内定辞退はできないため、発行の際には学生に入社意志を必ず確認している。

【長所】

学内選考で推薦者を決定する過程を通し、学生は面接におけるアドバイスを受けたうえ、受験に挑むことができる。

また、各大学からの推薦者のみが集まるため、一般公募と比べ少ない母集団での選考でスタートし、面接回数も少なく早期に結果がでる場合が多く推薦を受けた学生には有利な受験となる。

④未内定者へのフォロー

【現状の把握】

就職活動に苦戦する学生、出遅れた未内定学生を対象に、9月からさらにきめ細かい就職支援を行っている。これまでの就職活動の見直し、軌道修正、学生の狭い視野での企業選択からの脱却を図り、これにより、自己理解、就職観・職業観のさらなる成熟をはかり、よりマッチングした職業選択できるようアドバイスを行う。学生の志望業界や業種の求人が寄せられた場合は、希望によりその都度、就職部から求人の案内連絡やメーリングリストによる情報提供により、積極的な就職活動が継続できるよう支援している。

【長所】

就職部から学生に定期的に連絡を取ることで、学生の就職活動の状況を把握することができる。

また、個別に対応し就職活動に対するモチベーションを維持させることができ、内定率の向上につながっている。

【問題点・改善点】

未内定学生全員に対し積極的に就職部を利用することを告知はしているが相談に訪れる学生は一部にとどまっている。就職部を利用しない層の学生へのアピール、就職部を活用してもらうために、いかに学生を取り込んでいくかということが今後の課題である。今後は、ゼミ履修生などに対しては就職部からゼミ教室に出向くなど、学生との接点を見つけていく機会を設けることも必要かと思われる。

⑤OB・OG 訪問

【現状の説明】

現在の就職活動は、インターネットを中心としたものになっており、さまざまな情報にアクセスすることができて便利になっているが、一方で物事を表面的にしか見ることができずに、入社後にイメージと違うという理由で早期の離職につながるという問題も発生している。仕事に対する理解を深め、入社後のミスマッチを防ぐために積極的に OB・OG 訪問を行うことは効果的である。OB・OG 訪問希望者に対しては、個人情報保護法施行にともない職員に申し出たうえで公開可能な連絡先について閲覧させる方式に変更した。

【長所】

本学には多数の企業に OB・OG が在籍し、就職部が保有する連絡先へ直接連絡を取り、話を聞くことが可能であるため、幅広く企業研究ができ、人脈を活用できる環境にある。

【問題点・改善点】

個人情報保護法の施行により、情報提供に同意が必要となったため、学生に提供できる OB・OG 情報が少なくなっている。今後とも、後輩からの OB・OG 訪問依頼を受諾してくれる卒業生情報の積上げが必要である。

また、OB・OG 訪問などに代わる生の企業情報を収集できる手段として、学内での職業講座（学内業界研究会、企業研究会、公務研究会）のさらなる充実が求められる。

2) 就職支援システム

【理念・目的】

インターネットの普及により、現在の就職活動はインターネットの利用なくしては活動できない環境となっている。学生への情報提供やデータ処理を迅速且つ合理的に行うことが、就職支援システムの目的である。就職支援システムは、インターネットを活用し学生と教職員が利用する就職 WEB（キャンパスアベニュー）と就職部職員が業務処理で利用する就職システム（Campus CORE21）の 2 つに分かれている。

【現状の把握】

1. 就職 WEB（キャンパスアベニュー）

インターネットを活用し、ID とパスワードを入力させることで、求人情報の提供と進路の登録ができる。求人情報の提供として、就職支援システムを立ち上げる前は大学に寄せられた求人・セミナー等の情報は大学の掲示板や求人ファイルで確認する必要があったが、求人・セミナー等の情報を学外からでも閲覧することができるようになった。このため、最新情報をタイムリーに提供することができる。

また、過去に求人があった企業や卒業生が就職した企業を検索できるほか、大学で登録されている約 5 万 7 千社の企業情報などの情報を提供することができる。進路の登録としては、学生が希望する進路や就職活動状況をインターネットから登録することができる。

就職 WEB からの登録により、学生の就職活動状況が確認でき、未内定者に対し、個別に就職支援ができる。また、求人社数の統計や内定状況などの統計資料を迅速に作成することができる。

2. 就職システム（Campus CORE21）

帝国データバンクの企業情報を基本に本学独自の企業マスタを構築している。

また、就職 WEB から登録された学生の情報を就職システムで運用・管理を行っているため、求人状況や内定状況などの統計資料をタイムリーに作成することができる。来校された企業や本学から訪問し、面談した企業の担当者名が確認でき、在職・内定状況を把握できる企業台帳を打ち出すことができるため、企業との情報交換が円滑にできる。学生の相談内容等の記録も管理しており、過去に相談した内容が確認できるため、相談者が異なっても学生の情報を共有化することができる。

また、本学でデータベース化された企業情報や求人状況、内定状況などの確認や統計資料の作成がシステム上でできるようになり、利便性が向上した。

【問題点・改善点】

教務系と就職系の学生専用の Web サービスを実施しており、大学外（自宅など）どこからでも進路登録・活動内容の登録や求人情報などの情報が入手できるようになっている。

しかし、就職情報サイトでは早期から求人情報をリリースしており、また、内容が充実し就職情報サイトからエントリーしなければならない企業があるため、就職 WEB を十分に活用するまでには至っていない。履修登録や定期試験の時間割などの限られた利用のため学生は常時利用することなく、キャンパスアベニューの就職 WEB の認知度が低くなっている。

また、就職 WEB は主に 3 年生の後半から活用できる内容が多く、エントリーが始まる時期でもあり、学生は直接エントリーできる就職情報サイトを利用している場合が多い。このため、キャンパスアベニューを低学年から常時利用するようなサービスの充実を図ることが望まれる。就職部として低学年から利用できるようキャリアプログラムを導入・情報発信し、就職 WEB の利用を促すことで、本学に寄せられる求人情報を有効に活用することができる。

3) 職業講座

【理念・目的】

学生が仕事に対する理解を深めミスマッチによる離職に至らないように、同時に職業適性を学生自身で判断し就職意欲が向上できるように、企業から講師を招き職業講座を開催し学生が自己啓発できる情報を提供している。

職業講座は目的に応じ、以下の 4 つに分けて実施している。

①学内業界研究会

【現状の説明】

例年、11 月中旬頃に 10 日間 50 社程度の企業を招いて開催している。業種に偏りが無いように配慮し、幅広い業界からリーディングカンパニーを招き行っている。

内容は、学生が仕事を理解しやすいように、業界動向や業務内容、講師の業務遍歴等、企業のホームページだけでは得ることのできない生情報を中心に講演を依頼している。そのため、対象として就職活動直前の学生だけでなく、低学年生の参加も促している。

【長所】

学生にとっては、採用選考ではないので比較的にリラックスした雰囲気に参加できる。素朴な疑問を素直に質問できる状況なので、企業との相互理解が比較的しやすい。

【問題点・改善点】

学生ニーズが多様化しているため、対応できない場合もある。

例えば、伝統工芸の職人や公的資格を有して独立している事務所（弁護士事務所、会計士事務所等）、感覚的な資質が問われるデザイナーなどの専門性の強い仕事には対応しにくい。そのため、できるだけ学生ニーズに対応できるように、講演企業数を増やし、例年行っている時期とは別の時期に実施することを検討している。

②学内企業研究会

【現状の説明】

例年、2月中旬から下旬にかけて学生の後期試験終了後に講演方式で企業採用担当者を招き学内企業研究会を開催している。平成 17 年度実績は 5 日間で 85 社に来ていただいている。

試験終了後で授業に対する配慮が不要であるので、同一時間帯 3 社、1 日につき 5 時間帯で実施している。社会的に認知度の高い企業のみではなく、卒業生の活躍状況を加味して、就職部として入社してほしい企業も招いている。

【長所】

時期的に採用計画が立った頃であり、より詳しい採用情報を知ることができる。独自の技術力がある企業、社会貢献度の高い企業や ES（従業員満足度）を重視している企業等を招いている。学内で開催されるので学生は参加しやすく、職業選択の幅が広がり、職業興味につながっている。

【問題点・改善点】

同一時間帯で複数企業を招くため、参加する企業を学生に選択させている。

また、招聘企業数が多いので、日程調整や講師対応等に多大な時間と人員をかけなければならない。企業からの事前参加申込も多いが、実際には、講演企業数は企業ニーズの半数以下である。1 時間帯に同一業種の招聘は避けることが基本方針であり、可能な限り関連業種も避けていきたい。そのため日程変更の依頼を再度企業に行う場合もある。

また、学生のニーズに即した優先順位によって企業選択を行うことが必要である。

今後、より一層の効率化を図るために、マニュアルの作成と検証が必要である。

③学内合同企業セミナー

【現状の把握】

学内合同企業セミナーは学内 11 月ホールロビーにて 1 日につき 25 社程度のブース形式で開催している。原則として 1 回につき 3 日間、年間 7 回（平成 17 年度実績）開催している。就職活動を継続している学生に告知し参加を促し就職支援をしている。

【長所】

採用担当者と学生とが個別に対応するため、コミュニケーションが取りやすく、結果的に採用内定に結びつくケースがある。同時に企業・学生とも入社後のミスマッチ防止に役立っている。4 時間の開催時間であり学生の途中入退場自由であるために、授業に支障をきたさない時間帯に設定している。

また、複数企業に参加できるため、就職活動の幅が広がる。

【問題点・改善点】

採用活動を行っている企業を招くため、業種が偏り学生ニーズに一致しない場合もある。消費財を扱う企業（食品、アパレル等）に参加者が集中し、逆に生産財（金属製品、機械等）には参加者が少ない傾向にある。薬学部や機械工学科、電気電子工学科等、募集学部学科が限定されると参加者が不在の場合も考えられる。企業の参加ニーズは高いが、日数・スペース等に限りがあるため参加できる企業が制限される。企業ニーズと学生ニーズに沿うために、できるだけ幅広い学部・学科からの募集を行っている企業を招き、学生には企業選択の幅を広げる事前指導が必要となる。

④公務研究会**【現状の把握】**

公務員志望者対象に公務研究会を実施している。行政改革のため採用数が少なく一方で志願者が依然多く競争倍率が高い。

また、採用基準にも変化が見られ、面接のウェイトが高まっている。一次試験の筆記に合格しても、二次試験の面接で落ちる学生も増えている。単に安定志向のみで公務員を志望しても合格しにくい。公務員の仕事理解と採用試験の傾向把握のために、各団体から任用官や採用担当者を招いている。志望学生であれば、学年に関係なく参加を促している。

【長所】

官報等への募集開始直後に開催するため、参加学生に募集要項や願書を配付する団体が多く、学生は学内で手に入れることができる。講師の業務遍歴を聞く機会が多く、学生の公務員に対する理解が深まる。

【問題点・改善点】

公務員試験は競争倍率が高く、公務研究会に参加して公務員の仕事を理解し、採用試験を受けても参加学生が採用内定に結びつく場合は低い。試験対策に長期間必要であるために、低学年からの参加を積極的に働きかけ、学内公務員試験対策講座を開催している学務部と連携を更に深めていく必要がある。

B. 就職担当部署の活動上の有効性**1) 求人開拓****【現状の把握】**

首都圏及び近畿圏、東海圏を中心に求人開拓のため、企業訪問を行っている。技術系の求人開拓については専門的な話しができる理系学部の就職委員とともに就職部職員が企業を訪問し、求める人材や採用状況、採用予定、本学への要望など情報交換を行っている。文系学部の教員も企業がどのような人材を求めているか理解し、学生の専門性をアピールするため、就職部職員が同行して企業訪問を行っている。

また、就職部職員のみによる企業訪問も実施している。訪問する企業の選択は採用実績のある企業や学生を就職させたい優良企業等であり、訪問企業数は平成 17 年度 302 社、平成 16 年度 353 社、平成 15 年度 413 社、平成 14 年度 533 社となっている。

【長所】

40 万人もの卒業生を輩出しているため、ほとんどの企業で本学の卒業生が活躍しており、企業を訪問した際には採用状況などの情報交換が円滑にすることができる。

また、総合大学であるため、多くの業界から求人依頼がある。

【問題点・改善点】

企業訪問については、学内行事や業務が増加し、訪問する時間調整ができず、訪問社数が減少している。そのため年間スケジュールを見直し、企業とのつながりを強化し、より多くの詳細な企業の情報を学生に提供して学生が希望する企業に就職できるよう訪問企業数を増やす必要がある。

2) 進路状況調査

【現状の把握】

学生の進路状況調査について、就職部では電話による調査を年 3 回実施し、また就職 WEB で進路未登録の学生には、「進路（就職）決定届」を郵送および配付し回収を行い時期にあわせた調査を実施している。教員には「進路（就職）状況表」を配付し、学生の進路状況を把握してもらい、進路調査とともに就職 WEB・就職部の活用を学生に促してもらっている。就職部での電話調査においても学生に就職 WEB での登録を促しているが、最終的に就職 WEB で進路の登録を行っていない学生には、卒業時にも「進路（就職）決定届」を郵送・手渡しにより配付し調査を実施し、進路調査に努めている。

【問題点・改善点】

学生の進路状況を把握するため、就職 WEB からの登録を促しているが、進路が決定しても、最終進路決定登録をしていない学生が多い。学生に就職 WEB を認知されていることが少なく、利用頻度は低い。利用価値・利便性について検討の余地もあると考えられる。低学年から常時利用できるようなサービスの充実を図ることが望まれる。

3) 求人票・企業セミナー案内の情報提供

【現状の把握】

就職部には、平成 17 年度では、年間約 7,000 社を超える企業から大学所定の求人票や企業独自の求人票が送られてきている。

また、それらの企業からセミナー・説明会が開催される都度セミナー案内も送付されてくる。

以前より求人票・セミナー案内は就職部の掲示板に掲示して学生に告知をし、また各企業のファイルにパンフレットとともに整理・保管し学生が自由に閲覧できるようにしている。学科の指定がある場合には求人票・セミナー案内のコピーを該当学科に送付している。平成 17 年度の求人社数は 7,380 社、平成 16 年度 6,384 社、平成 15 年度 4,310 社となっている。企業情報データについて、以前は外部委託をして処理し、出力された資料および統計表を学生が閲覧し、また就職部職員が学生の就職指導に活用していた。

しかし、平成 16 年度より学内 IT 化に伴い、求人票・セミナー案内の入力を就職部内で行うことになった。以前から行っていた就職部の掲示板での告知および企業のファイルに整理・保管も継続して行っているが、学生は大学内だけでなく大学外（自宅など）のパソコンから就職

WEB にアクセスすることができ、求人票・セミナー案内・企業情報の収集が可能になった。

【長所】

学内のパソコンからだけでなく、大学外(自宅など)からも就職 WEB にアクセスすることができ、本学全ての学部の学生が自由に閲覧することが可能である。就職部内で処理をするため、外部委託の場合よりタイムリーに学生に情報提供ができる。

【問題点・改善点】

外部委託から就職部内での処理になったため、効率よく処理するために入力作業に精通している人材が必要である。入力作業に集中して係われる人材を、時期に併せて依頼し業務を委託する必要がある。平成 17 年度は入力作業に携わる業務を委託し、学内で求人票・セミナー案内を入力しタイムリーに就職 WEB で閲覧できるように改善を行った。

C. 就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況

【現状の把握】

就職部では、厚生労働省指定の「キャリアコンサルタント能力評価試験」に合格したキャリアカウンセラー（CDA）やアドバイザーを配置して、激変する就職環境の中で学生個人にとって望ましい職業選択ができるよう助言し進路支援を行っている。

【改善点】

就職部では、キャリアカウンセラーやアドバイザーを配属しているが、相談内容の多様化、専門性が強く求められているので高い専門能力を有したキャリアカウンセラー資格を持つ職員を増やす予定である。

C. 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

（1）就職ガイダンス

本学の就職ガイダンスは、各学年において「自ら将来のキャリア形成を考えさせ、将来の進路を選択する」ことを目的に指導している。ガイダンスは少人数で行う対話形式から大人数を集めて行う講義形式をとり、学年別、対象別、業界別、グループ別に実施している。ガイダンスの講師は主に就職部職員が担当しているが、一部学外講師（NPO 法人、企業など）を招聘して、より多くの情報を学生に提供している。就職ガイダンスへはできるだけ多くの学生に出席を促すため、ダイレクトメール、ホームページ、各学部掲示板にてガイダンスの案内をしている。

また、教員にも学生の就職活動を認識してもらうべく、実施前には全教員にガイダンス実施の案内を出しており、ガイダンス終了後には、出席率をガイダンスで配付した資料とともに報告している。

なお、ガイダンスで配付している資料は就職部職員が作成しており、職員自体の意識向上にも役立っている。

平成17年度就職ガイダンス

① 学年別ガイダンス

学 年		日程	テーマ	配布資料
1 年生 法 学 部	10 回	5 月 24 日～ 5 月 27 日	「常に目標を持って 学生生活を送ろう」	新入生オリエンテーション
1 年生 経済学部	1 回	5 月 12 日		
1 年生 経営学部	7 回	5 月 16 日～ 5 月 20 日		
1 年生 文芸学部	2 回	5 月 24 日 5 月 31 日		
2 年生	第 1 回 (5 回実施)	7 月 19 日～ 7 月 21 日	「知ってトクする就職の基本」	知ってトクする就職の基本
	第 2 回 (2 回実施)	12 月 13 日 12 月 15 日	「ライフプランの立て方」	—
3 年生	第 1 回 (6 回実施)	6 月 21 日 6 月 22 日 6 月 30 日	「進路について考えよう」 「4 年生からのアドバイス」	Placement Guide (Approach)
	第 2 回 (6 回実施)	9 月 27 日～ 9 月 29 日	「就職活動の進め方」「自己分析」 「近畿大学就職 WEB の使い方」	Placement Guide (就職ガイド)
	第 3 回 (6 回実施)	10 月 18 日～ 10 月 20 日	「就活を成功させる為の情報収集 術」「業界・企業研究、職業選択」	Placement Guide (企業データ編)
	第 4 回 (6 回実施)	12 月 6 日～ 12 月 9 日	「履歴書・自己紹介書の書き方」 「4 年生の就職活動報告」	Placement Guide (履歴書入門)
	第 5 回 (6 回実施)	1 月 16 日～ 1 月 19 日	「面接マナー」	面接マナーワークシート Placement Guide (就職活動報告書)

1 年生ガイダンスは文系については基礎ゼミで行い、卒業後にどのような進路があり、1 年生から自らの進路について考え、目標を設定し、行動していくきっかけを作るべく、具体的にどのように学生生活を過ごしていけばよいのかについて指導している。理工学部と薬学部に関しては、入学後のオリエンテーションで就職ガイダンスを行っている。

2 年生の第 1 回ガイダンスでは、学外講師を招き、就職の実情と対策、成功した先輩たちはどのように動いたかなどの就職の基本について知り、自らの就職についての意識を高めさせている。

また、第 2 回ガイダンスでは就職活動に臨む前にこれからの学生生活で学生自身が準備しておくことや大学生活をどのように過ごしていきたいのか、自分のライフプランについて考えさせている。

3 年生ガイダンスでは、「なぜ就職をするのか」という職に就く心構えなど職業意識の啓蒙から、自己分析や就職活動が本格化するまでの直前の対策などを指導し、就職活動を行うに際してのタイムリーな情報を提供している。第 1 回と第 4 回では就職活動を終えた 4 年生から、就

職活動時におけるアドバイス等を講演してもらっている。

就職部のガイダンスの中でも、就職活動を目前にしている3年生対象のガイダンスについてはもっとも回数が多く、若年層の早期退職が増加している中で安易に就職活動を始めるのではなく、自分自身についてよく考えさせた上で、将来の自分の進むべき道を探ってもらう内容にしている。

平成17年度3年生ガイダンスの出席率は下記のとおりである。

全体平均出席率 33.9%

対象学部	学生数	出席率 (%)				
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
法学部	757	42.9	50.6	44.3	42.9	33.6
経済学部	675	59.9	61.5	50.5	50.4	41.5
経営学部	1,454	36.3	46.5	34.0	32.9	31.4
商経学部	341	1.2	2.1	1.2	02.9	2.3
理工学部	1,390	40.6	52.1	35.4	43.8	38.8
薬学部	168	0.0	0.0	0.6	3.6	8.3
文芸学部	525	43.2	42.5	42.9	37.7	28.6
大学院	264	23.5	30.7	19.7	26.9	22.3
短期大学部	110	6.4	3.6	1.8	1.8	2.7
合計	5,684	37.3	44.2	34.2	35.9	31.0

薬学部については、学部独自で就職部が行っているガイダンスと同じ内容でガイダンスを実施しているため、出席率が低くなっている。

1年生ガイダンス（平成18年度5月実施）では3,564名、2年生ガイダンスでは213名（第1回／平成17年7月実施）、266名（第2回／平成17年12月実施）の出席者数であった。

② 対象別ガイダンス

対象	日程	テーマ	配布資料
大学院	10月21日	「大学院の就職について」	—
女子学生（3年生）	11月8日、10日	「現在・過去・未来 私たちの就活日記」（パ ネルディスカッション）	Placement Guide （女子学生就職活動術）
体育会（3年生）	12月14日	「就職活動の進め方」	Placement Guide （大学公認団体就職先一覧）
外国人留学生（3年生）	12月14日	「外国人留学生の 就職について」	外国人留学生就職ガイダンス

大学院ガイダンスでは、学外講師から企業が大学院生にどのような資質を求めているかなどについて講演してもらい、就職活動前の意識向上を目指している。

女子学生ガイダンスでは、二部構成にし、一部では就職部からの講演で女子を取り巻く雇用環境をはじめ、働くことを通した自分の可能性や自分の理想とするキャリア形成について考えさせ、自立についての意識を芽生えさせている。二部では就職先が決定している学生を交えて

パネルディスカッションをし、就職活動を前にしている 3 年生からの質問に答えながら、就職活動をどのように進めればよいかなどをイメージさせている。

体育会ガイダンスは、クラブ活動の大会等で通常就職ガイダンスに出席できなかった学生を対象に行っている。就職活動の進め方の総括的な話をはじめ、就職活動を終えた体育会所属の 4 年生から就職活動とクラブ活動との両立やクラブ活動での経験をどのように活かしていけるかなどについてアドバイスをしてもらい自らの就職について考えさせている。

外国人留学生ガイダンスでは、公的機関から講師を招き、外国人留学生の就職状況や在留資格などについて講演してもらっている。日本での就職を望む学生も多く、質疑応答を通して、日本における就職活動の理解を促している。

平成 17 年度については、女子ガイダンスの出席者 290 名（全体 1,390 名）、体育会ガイダンスの出席者 136 名（全体 464 名）であった。

③ 業界別ガイダンス

業界・対象	日程	内容	配布資料
金融業界（3 年生）	2 月 15 日	業界動向と採用見通し	金融ガイダンスレジュメ 就職ジャーナル資料 金融業界志望アンケート
IT 業界（3 年生）	1 月 13 日		なし
医薬品業界（MR）	1 月 11 日	MR とは	—

業界別ガイダンスでは業界の概要説明、業界の動向、業界の求めている人材像などについて講演し、自ら志望する業界を探らせる内容にしている。IT 業界ガイダンスにおいては、企業から講師を招聘している。業界の志望学生の把握も目的のひとつであり、金融ガイダンスにおいてはアンケートを回収し、金融関係の推薦の情報などを提供している。業界別ガイダンスの出席者については、金融業界ガイダンスが 77 名、IT 業界ガイダンスが約 80 名、医薬品（MR）50 名であった。

④ グループ別ガイダンス

本ガイダンスはゼミ・研究室・任意グループ（クラブ・サークル）を対象に行い、就職部職員と懇談の場を持ち、学生の主体性を尊重しながら意見交換・質疑応答を活発に行っている。対象は全学年で年間を通して実施している。平成 17 年度においては 41 回実施した。

【長所】

現在行っている就職ガイダンスは主に集合形式で、総括的な話ができるが、より具体的な指導は難しい。情報を与える一方で学生が抱えている不安や知りたい情報を把握するために、具体的な就職活動の指導については個別相談で対応することを就職ガイダンスでも周知徹底し、より細かな指導を心がけている。そのため、就職ガイダンス後には個別相談も増え、就職活動の意識向上には効果的である。3 年生就職ガイダンスにおいては 5 回のうち、2 回は就職活動を終えた 4 年生に自分の就職活動などについて講演してもらっている。これは、就職活動の最新の情報や体験報告を聞けるということもあり、学生には好評である。

【問題点・改善点】

3 年生向け就職ガイダンスにおいては、より多くの学生に出席を促すため、学部・学科別に実施をしているが、授業等で都合の悪い学生は他学部のガイダンスにも出席できるように、曜日や時間を回ごとに変えるなど配慮している。

しかし、授業との重複で参加できない学生が多数出る場合もあり、今後日時についてはさらに検討する必要がある。学部の特徴をより把握した内容で、より多くの学生が参加するようなガイダンスにするため、各学部でのアセンブリーアワーの導入を呼びかけていく。平成 18 年度については、法・経済・経営・文芸学部でアセンブリーアワーを設けガイダンスを実施している。また、教員にも学生への就職指導に対する意識を高めてもらうためにガイダンスへの参加を呼びかけていく必要がある。

基礎ゼミでの 1 年生ガイダンスは、平成 17 年度については文系学部で実施した。低学年からの就職指導は、目標を持って学生生活を過ごさせるためにも重要で、内容についてはさらに充実させる必要がある。

2 年生ガイダンスについては、周知徹底しているにもかかわらず参加が少ない。これはまだ就職意識が低いことの顕れである。今後さらに多くの出席を促し、自ら意欲をもって職業意識を高めていけるような内容を検討していく。

業界別ガイダンスにおいては、業界志望者の母集団作りの目的もあり、毎年より細かな指導を行っているので好評である。母集団の中で志望する業界に就職した学生も多数おり、今後もさらに内容を充実させ、より多くの学生を志望する業界に就職させることができるような内容を検討していく。また、現在 3 業界しか行っていないがさらに他の業界に広げ、多くの学生に職業選択を考えさせる機会を作る必要がある。

外部講師については 2 年生ガイダンスの際に招聘をしているが、他のガイダンスにおいても外部講師を招聘することも考え、様々な観点から学生にさらに多様な情報を与える必要がある。

本学の就職ガイダンスは主に集合形式で、十分学生に情報が行きわたっていないところがある。そのためにもグループ・ゼミ別の対話形式のガイダンスをさらに活発に行い、学生のニーズを聞きながら指導する必要がある。そのため職員各自が知識・経験を高め、向上をはかるためにも職員の研修を行い、職員同士が情報共有し、個々人が努力するのはもちろんのこと、職員同士で高めていくように努めていく。

C. 就職活動の早期化に対する対応

企業の採用活動が早期化する中、学生は職業観や将来に対する自分のキャリア形成ができていないまま就職活動を始め、就職後にミスマッチのため早期に離職してしまうことになりかねない。そのため入学時からのキャリア形成支援を行っている。

1) 就職支援講座・適性検査

【理念・目的】

採用活動が本格化する学部 3 年生、大学院 1 年生を中心に、目的意識、進路選択などの意識向上を目的とし実施している。また、同じ目的で唯一低学年 2 年生対象に自己発見診断テストを実施している。

学生の目的、時期にあった支援プログラムを実施することで、学生指導の形成、採用活動などに展開している。この就職支援講座・適性検査は以下の 6 つを実施している。

また、本年度より Microsoft Office Specialist 試験を学内で実施予定している。

【現状の把握】

①就職試験対策講座

企業で行う採用試験対策として、就職試験対策講座を開講している。外部から講師を招き、知識や教養、文章力および表現力などを中心に模擬試験、添削指導を行なっている。本講座は、SPI 模擬試験 3 回、文章力・表現力養成講義 3 回、SPI 非言語（数学）対策講座 4 回、SPI 非言語（国語）1 回、履歴書・自己紹介書、エントリーシート対策講義 3 回、模擬面接講義 2 回を行なっている。受講生は、3 年生、大学院 1 年生を対象に平成 17 年度実績は 343 名である。

②職業適性検査

採用活動において潜在的能力を事前に理解することは職業観を育むプロセスとして有益である。本検査は、専門業者に委託し、能力、性格、興味・志向性、準備状況、適性職種などを多面的、科学的に判断を行なっている。自己理解を深め、これからの進路選択など、自己分析の重要性を認識できる。3 年生、大学院 1 年生を対象に平成 17 年度実績は 1,618 名である。

③SE 適性検査

情報処理関連の多くの企業では、独特な情報処理適性検査を実施しており、SPI 対策のように問題集も充実していないため、事前にどのような内容の検査であるかを知っておくことは有益である。最近ではシステムエンジニアの需要は今後も増える一方と考えられ、情報処理業への就職を志望する学生を対象に実施。平成 17 年度実績は 277 名である。

④日経就職スキルアップテスト

社会・経済に関する興味を起こさせるとともに、経済・政治・時事問題などの基礎知識をどの程度理解しているのか、自分の強みや弱みを再確認する機会を作ることで経済知識のレベルを図る。平成 17 年度実績は 541 名である。

⑤自己プログレスレポート

1 年間を振り返り、価値観や仕事間を整理し、将来に対するイメージや自らの成長を知ること by 今後の課題を見つけ、行動計画を立てさせることを目的として実施している。就職・進学・海外留学などの自己把握と学生生活にやりたいことの確認をすることは進路選択のベースを形成していくうえで有益である。本検査は専門業者に委託し、成長観、仕事観、キャリア観、価値観などに科学的に判断を行っている。2 年生対象に平成 17 年度実績は 226 名である。

⑥SPI 模擬試験

総合適性検査として、採用選考時の筆記試験はポピュラーな存在になっている。模擬試験を受験することで、試験の傾向をつかみ、早期に弱点を知り対策することを目的として実施している。3 年生、大学院 1 年生対象に平成 17 年度実績は 1,064 名である。

⑦Microsoft Office Specialist 試験

コンピュータリテラシー教育の充実のため、学内で Microsoft Office Specialist 試験が受験できる体制を構築している。より多くの学生が学習し、基礎的な操作が行え、また資格取得ができるように、コンピュータ関連科目を中心とした枠組みの中で受験体制を構築していくことを目的としている。全学年対象。

【長所】

大学が一部を負担することにより格安となっており、また学内で実施しているため、受講(検)しやすくなっている。適性検査では、客観的に自己の適性、性格を認識できるため、学生にとって必要とされる社会観、職業観、自己分析、目的、目標など短期間で再確認することができる。

また、学内受検者の平均点、順位、偏差値などが分かり学生生活の取組み具合が把握できる。

【問題点・改善】

学内行事、学生の履修時間の都合で、日程の計画、教室の確保が難しい。講座では長期間にわたって受講するため、期間が経つにつれ、受講生数が減少する傾向がある。また、就職活動を控えている学部 3 年生対象者のプログラムが多いため、低学年からの支援プログラムを取り入れる必要がある。

学生の個々の得意分野の差が大きく、それぞれの目的、時期にあった支援プログラム形成をしていく。授業に支障をきたさないよう集中しての短期間講義などは、受講(検)料を削減でき、欠席者も減少すると考えられる。将来に対する意識、キャリアの意識を早期から持たせるため、入学時から卒業までに至る時期、目的にあった内容を検討していき、より多くの学生に受講(検)するような働きかけや支援体制が必要である。また、教員にも講座や検査を理解してもらう機会を定期的に設け、より多くの学生が受講できる体制作りをし、学生の可能性を広げ、成長性を広げることを検討していく。

2) インターンシップ

【理念・目的】

大学生の約 35%が卒業後、3 年以内に離職しており、“雇用のミスマッチ”が強く指摘されている。この大きな理由は「学生の就業意識が不明確」であり就職活動時期に企業研究や自己分析が充分できずに就職してしまったことや「企業が求める人材像が不明確」なことがあげられている。“インターンシップ”とは「学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行なうこと」と定義（文部科学省）されているが、本学就職部がインターンシップを行う目的は学生に高い職業意識を育成し、自立心・責任感のある人材を育てることにある。しっかりとした職業意識により“雇用のミスマッチ”を防ぎ、優れた人材の育成に繋がるインターンシップをキャリア教育の中心に位置づけ実施している。

【現状の把握】

平成 11 年、法学部を筆頭にしてスタートした本学のインターンシップは学部主導によりそれぞれの独自性・専門性を尊重しながら発展してきた。（「学部インターンシップ」という）平成 12 年には工学部、平成 13 年からは理工学部が開始し、各学部の独自性を尊重しながら制度を充実させ、多くの学部で単位認定を行い、大きな教育成果を修めてきた。平成 17 年度には、学部合計で 335 名の学生が「学部インターンシップ」に参加している。もうひとつ、本学の特徴あるインターンシップは平成 16 年よりスタートした「就職部インターンシップ」である。「就職部インターンシップ」の特徴は多種・多様な企業・団体のインターンシップがあり、受入れ人数が多数ある。

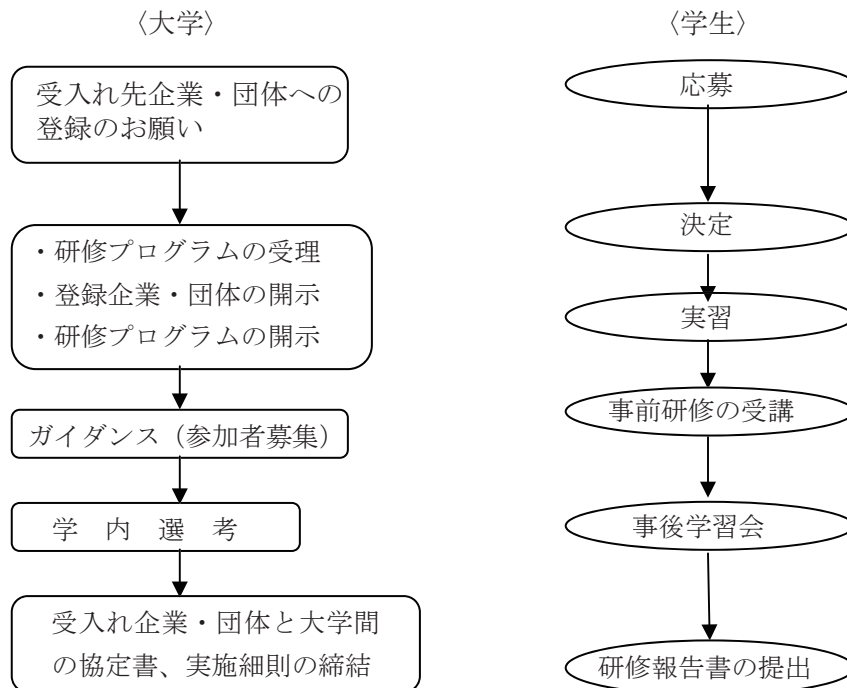
また、「学部インターンシップ」では所属している学部生しか参加できないが「就職部インターンシップ」は 1 年生から 4 年生までの全学部の学生の参加が可能である。平成 17 年度には、159 名の学生が「就職部インターンシップ」に参加している。この他にも各都道府県の経営者協会などが主催する「公募制インターンシップ」があるが、就職部が窓口となり学生を募集し派遣している。本学のインターンシップは「学部インターンシップ」と「就職部インターンシップ」並びに「公募制インターンシップ」の 3 種類で成り立っている。平成 17 年度には大学全体で強化に取り組んだため 586 名（前年比 1.97 倍）の学生が参加した。今後も学部と就職部が定期的に意見交換・情報交換を行いながら毎年よりよい制度の構築に努めていく。

[年度別インターンシップ参加人数]

	学 部	就職部	公 募	合 計
平成 16 年度	262 名	5 名	30 名	297 名
平成 17 年度	335 名	159 名	92 名	586 名

さらに平成 18 年夏期からは、グローバル時代に対応できる優れた人材の育成のためオーストラリア（メルボルン）、中国（北京）において国際インターンシップを実施する。大学主催の国際インターンシップにおいて、優れた学生を選抜し海外企業へ派遣することは、本人の語学力、人間力の成長のみならず大学の活性化にも大きく貢献すると思われる。

就職部インターンシップの流れ



①ガイダンス

ガイダンスの目的は、インターンシップの有効性を学生に広く理解させ、できるだけ多数の学生にインターンシップに関心を持たすために行っている。平成 17 年度のインターンシップガイダンスでは、2 年生、3 年生を中心に 1,511 名が出席した。ガイダンスは、2 部構成で一部は講演形式でインターンシップ制度の説明を行い、二部では昨年インターンシップに参加した学生の体験発表を行った。

②学内選考

学内選考の目的はより意欲の高い学生を選別し企業に派遣することにある。就職部インターンシップに参加するには、申込と作文を提出し面接を受けるという学内選考を通過しなければならない。

③事前研修

事前学習の目的は社会人としての最低限度のマナーを身に付けさすことと守秘義務を徹底させることにある。原則としてこの事前研修に出席しないとインターンシップに参加できない。

④事後学習会

事後学習会の目的は、インターンシップで得たことの再確認、職業観育成、自らの学習計画の見直し、情報交換の 4 つにある。平成 17 年 10 月、事後学習として「インターンシップ事後学習会」を実施。グループディスカッション形式でインターンシップの成果を討議させグループごとに発表をした。

【長所】

インターンシップに参加した学生は自分なりの職業観を早く確立できている。その結果、大学での学習に一層の意義を見出すので、事後の学習計画が効率的に進んでいる。さらに学内選考にて作文と面接を課すことにより、職業意識、就業意識が高まり、面接時に体験した緊張感は企業で就業体験する前の良い事前体験となっている。

実際のインターンシップの利点だけでなく、事前・事後研修も利点が多い。例えば、事前研修を受けることで学生は自信をもってインターンシップに参加できるようになり、守秘項目厳守によって企業と学生間に信頼関係が構築されている。

事後学習会で行ったグループディスカッションでは、大きな成果が上げられた。自分とは違ったインターンシップを経験した学生と討論することにより、いままで気づかなかったインターンシップの効果を再確認できたと報告が寄せられている。

【問題点・改善点】

インターンシップを希望する学生は年々増加しているが、受入企業数が相対的に少ない状況であり、希望する学生全員が体験できていない状況である。そのため、受入企業をさらに増やすため、積極的に企業開拓を行う予定である。ガイダンスの参加者数については、全体の学生数からすると多いとはいえないため、さらに参加者を増やし、よりインターンシップへの参加を促す必要がある。インターンシップに関心を持ちながらも、実際行動を起さない学生に行動を起させるためには、学部教員と連携を密にしながら、教員側からの学生指導を強化していく。

また、学生の実習効果をさらに上げるために、時間と内容の充実した事前学習を実施する。平成 18 年度より事前教育を強化、充実させる。就職部インターンシップにおいては、8 コマの事前教育受講を必須条件とする。(平成 17 年度は 1 コマ) 事前教育の充実により質の高いインターンシップが実現する。

C. 就職統計データの整備と活用状況**【理念・目的】**

卒業生の就職統計データは大学の財産である。学生が本学で受けた大学教育と学習成果を社会へ還元することや、学生の社会的・経済的自立を客観的に検討できるのが就職統計データである。進路状況を統計データで正確に把握することにより、40 万人の卒業生を社会に輩出する本学の発展と社会的評価・信頼性の礎となる。そのために就職部として、学部と連携を取ながら毎年約 8,000 名の卒業生の進路を一人の漏れもなく、正確に把握できるように努めている。

【現状の把握】

就職 WEB で、進路状況調査を行い学生が登録することで、就職統計データを取っている。この就職WEBは、単に進路先だけではなく、業界、業種、職種等様々な各学生個人の情報が知ることができる点で、重要な資料となりうる。現在、卒業生全員の進路調査を行い、全員の進路を把握できるように努めているが本年度は、卒業生全体で 74 名の進路が掴めていないので、さらに徹底把握するようにするのがこれからの課題である。

【長所】

学生が就職 WEB を利用し、進路状況を随時入力することで、学生の動きが掴める。内定や進路決定の割合などが統計でわかり、進路の決まらない学生には、個別に電話で連絡を取り指

導するなどその時々にあわせた就職指導ができる。就職先が決定した学生に、在校生の就職活動で重要な要素を占める OB・OG 訪問にも後輩のために個別相談があった際、連絡先を教えることが可能な者について入力してもらい就職活動の OB・OG 訪問に役立てている。

また、進路報告をしてもらう際、内定した企業の採用試験のスケジュールや面接での質問項目や後輩へのアドバイスを就職 WEB で入力してもらい、次年度以降の学生に役立たせるようにしている。

【問題点・改善点】

もっと就職 WEB を効率よく運用させ、学生が入力する情報を有効に利用するためには、就職 WEB を学生に広く認識させ、相互に協力体制を作るようにしなければならない。それには、就職 WEB の利用方法を学生に知ってもらうことが必要であるが、広く利用されるまでには、就職部で常時講習会やガイダンスなどを開く必要がある。

また、就職統計は現在就職委員会で報告しているが、表 8 の統計だけではなく、各学部の卒業生が最終進路として、どのような進路を選んで卒業していったのか学部と就職部で様々な統計を見ながら分析をし、学生が自己実現できるような進路先を指導することを検討していきたい。

課外活動

【到達目標】

大学生活は、「学びと経験の時代」であり、それを通して将来、社会で役立ちうる人材を醸成する期間でもあり、それを意義あるものにするためには、自らが積極的に多くの人との出会いをもち、多くを学び、心身を鍛錬して豊かな感性にさらに磨きをかけることのできる重要な期間である。課外活動は、学生にとって正にそのための格好の場といえる。本学は、課外活動を運営するにあたっては、本学専任教職員が適切に指導助言しうる指導体制をとっている。大学が組織的に、学生にとって課外活動が、意義あるものとなりうるよう、課外活動に対する学生の自主性・主体性を尊重し支援すること、課外活動の国内外における水準状況の把握、課外活動が健全に運営されよう、学生代表と定期的に意見交換を行うシステムを確立すること、課外活動を通しての資格取得を推奨すること、等を到達目標とする。

【現状の把握】

近畿大学が組織的にを行っている指導・支援は、体育会活動、文化会活動、自治会活動、近畿大学赤十字奉仕団の活動、近畿大学健保共済会活動と資格取得講座に大別される。大学公認学生団体として、本部キャンパスには 48 の体育会サークル、39 の文化会サークルさらに同好会が存在し、4 つの独立団体と 1 つの大学所属施設、さらに近畿大学赤十字奉仕団が存在している。本部キャンパス以外の 5 学部においても、本部キャンパスの学部と同様に、学生の課外活動に関する大学の組織的な指導・支援は、学友会執行部の下部組織としての体育会、文化会、近畿大学赤十字奉仕団活動、近畿大学健保共済会および資格取得講座に置かれているといえる。

課外活動については主として学生部が管轄し、指導・支援する体制をとっている。サークル活動に関する指導・支援として、各サークルに専任教職員が部長もしくは顧問として就任し、特に体育会サークルについては、さらに監督・助監督・コーチが置かれ、指導・支援に当たっている。

各サークルには、部室が与えられ一定の年間活動費が大学より支給され、大学学生公認団体の最高機関である「学友会連合会」を通して配分される。

本学キャンパス内にあるクラブ活動の施設に次のものが挙げられる。

(1) クラブセンター

関西の他大学には例を見ないスケールの大きい複合総合施設で、学生の課外活動の拠点でもある。各サークルの部室が置かれ、体育会サークルの練習場や文化会サークルの音楽練習場・小劇場・茶道場・研修室・会議室・合宿所・浴室・サウナバス・シャワー・更衣室等を完備し、課外活動の用に供されている。さらにグラウンドおよび 50 メートル屋内プールも備えている。

(2) 記念会館

全国有数の規模と大きさを持つ多目的施設で、大学の体育実技や各種クラブ活動の公式の試合や大会に利用されている。

1. 体育会および文化会の活動

本学においては、スポーツ系クラブをまとめる機関として体育会本部が置かれ、各体育会クラブの活動を支援している。これらの学生団体は、近畿大学学生部が所管している。本部キャンパスの体育会系クラブには 48 団体が所属している。特に、体育会系サークルの活動は目覚しく、その多くが全国大会や地区の大会で優勝の経験を有している。さらに、独立団体としての吹奏楽部は、国内外にその名を馳せる活躍をしている。

本部キャンパス外の学部では、農学部には 14 クラブ（体育系 6、文科系 8）、12 同好会（体育系 5、文化系 7）、近畿大学赤十字奉仕団、学生健保共済会奈良支部学生部会、学生自治会の課外活動集団が存在し、生物理工学部には 15 クラブ（体育系 10、文科系 5）が存在する。産業理工学部には愛好会や同好会を含め、体育会系 23 サークル、学術文化会系 13 サークルが存在し、工学部には、学友会執行部の下部組織として体育会系 28 サークル、文化会 14 サークルがおよび大学祭実行委員会の 43 サークルが活動している。薬学部には独自のクラブが 14 あり、薬学部教務課の指導のもとに活動している。独自のクラブの課外活動においては、国外における活動経験は無いが、国内については毎年関西および全国の薬科系大学の学生が集合し、準公式戦を行っており、その大会に参加することによって薬科大学同士の親睦を深めている。

文化会は、自分の好きな学科や美術・音楽などの趣味を同好者と一緒に、さらに深く追求してみたいと意欲する人達の集まりで、研究会部会や、その他の趣味に関するサークル活動である。39 の団体から構成される各種文化会は、文化会総務がこれを統括・指導する。

2. 自治会活動

学生の立場から学生生活を自主的に建設し、学園生活の改善向上を図るために、学内外にわたる社会活動を推進する機関として、「学友会連合会」を体育会・文化会・自治会等を統括する最高機関として学生団体の組織系統を確立し、意欲的に活動している。特に、毎年 11 月初旬に開催される 4 日間にわたる大学祭は学生が自主的に行う大学行事の中で最も大きなイベントである。

自治会については、各学部で学生自治会が組織され、委員長、副委員長などを選出して執行委員会を構成し、学生一人一人の利益を考え、学生各自の大学生生活の充実を図るために活動している。

3. 学生部会下部サークル活動

「法学部学生部会」では、3 つの研究会が、「経済・経営学会学生部会」では、8 つの学術団体が、「理工会学生部会」では、7 つの研究会が活動している。

4. 近畿大学赤十字奉仕団活動

昭和 53 年に教職員と学生が一体となって、赤十字の奉仕活動を学内外に広めるために設立されたもので、「施設訪問」、「献血推進活動」、「救急法講習会」を主たる活動としている。

5. 近畿大学健保共済会

学生の「健康増進事業」と「保険共済事業」を主たる活動にしており、その内容についてはすでに説明した。課外活動中の事故については、保険共済事業の補償制度が適用される。

6. 資格取得講座

学務部に「課外講座案内」を準備して、学生がいつでも自由にガイダンス予定表を一覧できるようにしている。資格取得や各種試験対策を目的とする課外講座は、平成 18 年度現在において、公務員試験対策講座や簿記検定対策講座、司法試験対策講座、マスコミ試験対策講座、社会保険労務士試験対策講座、TOEIC 対策講座など全部で 22 講座が用意され、国家試験合格、資格取得を目指す学生にとっては、受験指導の専門学校に比べて安価な費用で勉学でき、利用度の高い有益なプログラムとなっている。

講座の詳細については、学生部発行の冊子「STUDENT LIFE GUIDE BOOK」に掲載。

7. 社会奉仕実習

理工学部が独自の制度として設けたもので、「社会奉仕実習」を選択科目 1 単位として認定し、ボランティア活動を通じて、倫理観・地域社会への貢献の精神・公共性・社会性を身につけさせることを目的としている。

8. 語学研修

学生の語学（特に英語）能力のレベル・アップは全学的に取組まなければならない重要課題である。本学では海外語学研修の制度として、イリノイ大学・カルガリー大学等の 5 大学と提携し、毎年夏期休暇中 1 ヶ月の研修プログラムを設けて、全学部に対して希望学生を募って実施している。これについては単位が認定される（窓口は留学生センター）。さらに、正課としての外国語教育のほかに、自主的に外国語の運用能力を高めようとする学生の要望に応じて、「語学センター」が設立され、各種講座・講習会を開催し、ネイティブ・スピーカーを含む講師による指導を行っている（詳細は冊子「STUDENT LIFE GUIDE BOOK」に掲載）。

9. 学生代表との意見交換システム

学部長会談として、学生自治会と学部執行部（学部長、学科長で構成）との間で協議する場を年に 1 回（学部によっては年 2 回）行われ、学生の要望事項や、行事の開催（学部祭や大学祭、講演会等）について意見を交換したりあるいは協議をしている。

（点検・評価）

学友会連合会をはじめ、その下部組織としてのサークル活動、自治活動、赤十字奉仕団活動、健保共済会活動は極めて積極的であり、毎年多くの学生がこれらの団体に所属している。学生会下部サークルの活動も活発に行われており、合宿研修や他大学との討論会等を通して蓄積されたその成果を、学部祭で発表したり、また団体生活を通じての人間関係の形成は、学生の知的・精神的成長に大きく役立っていると評価できる。

社会奉仕の実習は、理工学部独自の実施であるが、ボランティア活動の意義・重要性をしっかりと認識させ、社会人としての資質を体得させる人間教育の基本であると評価できる。全学生に必要な制度であると考えうるが、本学においては、個人的にボランティア活動をしている者は若干いるが、学部としてこの制度を取り上げているところは他にない。検討すべき問題である。

語学研修については、提携している外国の 5 大学との夏期研修が、既に、10 年以上行われてきている。参加学生は、語学研修を通しての異文化体験を、語学能力のレベル・アップのみならず、人間的成長に大きな影響を与える貴重な体験として高く評価している。しかし、近年の不況から、参加費用の高騰と相俟って研修への参加者が激減し、実施できないプログラムも生

じている。継続実施できる方策を検討する必要がある。

クラブ活動については、特に体育会サークルの活動は大部分のサークルが全日本や関西・近畿地区の大会で優勝、準優勝を経験し、大学スポーツの指導的存在である。クラブの中では国際的に名を馳せているものもあり、近畿大学生の自身と誇りになって、その後の人生において大きな精神的支えとなることは確かである。そういう点で高く評価できよう。

なお、年々クラブ加入者が減少し、学生のクラブ離れの現象みられる。しかし、これらの団体活動は、学生各自が同じ目的を持つ仲間と共に、4年間の日々の団体生活の中で心身を鍛錬し、豊かな感性にさらに磨きをかけ、自律自制・協同の精神を実践的に学び、社会有為の人材としての素地を醸成できる格好の場であることを考えると、本学学生の積極的なサークルへの参加および活発な活動は、学部を超えた目的を共有する多くの人との出会いの中で、意欲的に、多様な社会の出来事や文化に接触し、また新たな文化の創造に関わりながら、人間的に大きく成長しようと前向きに努力する学生自身の生活姿勢の現われと評価できよう。

資格取得講座の開設は、資格取得を希望する学生にとって場所的に便利であること、より低廉な講座料で受験勉強に専念できることから、多数の学生が受講しており、学生の資格取得の意欲を一層喚起するものであり、合格者数も増えていることは、この制度の成果であると評価できる。

【将来への具体的方策】

また、課外活動は、学生が団体生活を通して人間関係のあり方を学び、自らの人間的な成長に大きく資するものであることは否定しがたいが、先輩からの伝統を引き継ぐ組織体としての特性が、大学の指導により若干変わったとはいえ、伝統に裏づけされた組織的な拘束を嫌う近年の学生の気風が、課外活動離れの現象を引き起こすという問題が発生しており、特に、学生の体育会離れが著しい現状にある。今後この傾向が加速的に進展するであろうことを考えるとき、一般学生との共同作業の場や行事を企画したり（たとえば一般学生の大学祭企画への参入、定期的に行う大学および周辺地域の美化活動への参加呼びかけ、一般学生の定期的な部活動への参加など）、一般学生が安心して参加できるような組織内部の改革をする必要がある。

海外語学研修については、研修費用が年々高騰しているため、経済不況の煽りを受けて、学生あるいは家計支持者の経済的負担が大きくなり、プログラムの中断が生じている。語学研修を通しての異文化体験は、学生の将来にとって、大きな人間的成長や活躍につながるものであることを考えると、全学生の必須科目として位置づけ、研修費負担に影響されるプログラム実施の不可能性を払拭するために、たとえば、入学時より、授業料の一部として分割徴収するか、あるいは無利子貸与制度の要件を見直し、その活用を推奨するなどの方策を講ずる必要がある。

資格取得講座については、本部キャンパスのみではなく、その他の学部においても、同様の講座を開設し、資格受験者への機会均等の方策を講ずべきである。

第 2 節 大学院の学生生活への配慮

(学生生活への経済的支援)

【到達目標】

大学院生が学修研究に集中し、十分な成果を上げることが出来るように、経済的理由で修学が困難な学生に対して、経済的支援の充実を図り、よりよい生活条件や生活環境を整備することが肝要である。その実現に向けての方策として、授業料の減免、学費の一部を給付又は貸与し、給付又は貸与される奨学金の件数の拡充・金額の増額をすること、貸与奨学金についての返済についての見直し・緩和（返済免除、返済金の減額）、および Teaching Assistant (TA) および Research Assistant (RA) 制度を確立することによって経済的支援を図ること等をあげることができる。

【現状の把握】

大学院での生活を送るために、生活資金や学費をアルバイトと奨学金に依存する院生の数は少なくない。研究と関連するアルバイトを見つけることはおよそ不可能に近い。経済的困難を理由に優秀かつ勉学意欲旺盛な院生の修学の道を閉ざすことは、正に大きな国家的損失でもある。外国人留学生は何らかの奨学金を受けているが、多くの院生は奨学金を希望しながらこれを受けることが出来ない状況にある。

近畿大学では、大学院生への経済的支援を図るための措置として、大学院研究科が各々独自の奨学金制度を設けているわけではなく、学部学生の場合と同様に、以下のような各種奨学金制度を設けて、大学院全研究科学生に運用している。

なお、以下の諸奨学金制度に関する出願資格、申込み方法、申込み書類の配布・受付、採用決定、交付時期についての詳細、およびその他の経済的支援に関する詳細については、本部キャンパス学生部発行の冊子「STUDENT LIFE GUIDE BOOK」および近畿大学ホームページでアクセスし、情報を収集できるようになっている。

1. 日本学生支援機構奨学金（平成 17～18 年）

(1) 「第一種奨学金」（無利息：定額型）

貸与金額（月額）および返還の例

貸与期間＝採用時から修了するまでの標準修業年月

課程区分	貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還月額	返還年数	返還年数
博士前期 (修士)課程	88,000 円	24 ヶ月	2,112,000 円	12,571 円	168 回	14 年
博士後期 課程	122,000 円	36 ヶ月	4,392,000 円	18,300 円	240 回	20 年

(2) 「第二種奨学金」(利息付：選択型)

貸与金額(月額)

貸与期間＝採用時から修了するまでの標準修業年月

大学院博士前期・後期課程 在学中は無利息 年 3 % を上限とし毎月変動 参考：平成 18 年 2 月現在 0.92%	希望する奨学金の額(学生各自が選択)			
	5 万円	8 万円	10 万円	13 万円
	貸与途中で貸与金額を変更できる。			

(3) 「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子：一括貸与)

第一種奨学金または第二種奨学金の初回貸与時に、希望により基本月額に 30 万円を増額して貸与される。

2. 近畿大学奨学金

本学独自の奨学金で、「近畿大学給付奨学金」(年額 30 万円)・「近畿大学奨学金」(定期採用)(年額 60 万円、無利子貸与)・「近畿大学災害特別奨学金」(年額 60 万円、無利子貸与)・「近畿大学応急奨学金」(年額 60 万円、無利子貸与)の 4 種類がある。

3. 近畿大学学費ローン

平成 16 年度から、大手銀行と提携して、一般金融機関の教育ローンよりも低利で貸し付ける制度、奨学金の収入基準を越える学生・高校の成績が一定の基準に満たない学生等で、従来近畿大学の奨学金制度では対象とならなかった学生に経済的援助の道を開くものである。

4. 地方公共・民間育英団体の奨学金

これらの奨学金の大半は個人で直接申込する方式であるが、一部の団体は大学を通じて募集している。

5. 教育ローン

「国民生活金融公庫の教育ローン」・郵便局で教育積立貯金をしている場合に利用できる「郵貯貸付」・厚生年金保険または国民年金に加入している場合に利用できる「年金教育貸付」がある。

6. 学費減免制度

若干名であるが、「入学試験の成績による学費免除」と「成績優秀者の学費免除(在学学生)」がある。その運用および実施内容については、各研究科で若干の違いが見られる。

7. 学費分納・延納制度

前者は 3 回までの分割納入を認める分制度で、後者は学費の納入を一定期間猶予する制度である。

8. 外国人留学生に対する奨学金制度

平成 18 年 9 月現在における外国人留学生に対する奨学金には、近畿大学独自の経済的支援として、奨学金制度が 2 種類と授業料の減免措置の制度がある。その他、政府事業として 2 種類、民間団体の 1 種類を受給している。その内容は、「学部の学生生活(学生への経済的支援)」の個所で表に掲げた。しかし大学院生については、以下の表に示したとおりである。

	奨 学 金 名	受給者数
近畿大学	近畿大学外国人留学生奨学金（第 1 号給付）＝入学金相当額	3 名
	近畿大学外国人留学生奨学金（第 2 号給付）＝年額 80 万円	5 名
	留学生全員に対する授業料の一律 30%相当額の減免措置 ただし、平成 19 年以降の入学者については適用なし（廃止）。	
支日本 援機 構学 生	日本国政府文部科学省国費外国人留学生	6 名
	私費外国人留学生学習奨励費	8 名
団民 体間	（財）ロータリー米山記念奨学会	1 名

9. 近畿大学学生健保共済会

学生生活を送る中で、怪我や病気のために要した医療費を自己の負担部分について、学生健保共済会の負担金の中から支弁する医療給付制度や、在学中に学資負担者が死亡した場合に、卒業までの学費を補償する学費補償制度がある。

10. 学部独自の制度

医学部および理工科系大学院においては、上掲の諸制度の運用以外に、研究科が独自の制度を設けて院生の経済的支援を行っている。

医学部では、大学院医学研究科基礎系に所属する大学院生で、主任教授から推薦された者に授業料の半額を給付する「近畿大学大学院医学研究科基礎系大学院生奨学金給付制度」をもうけて経済的支援を図っている。

総合理工学研究科では、TA および RA の制度を導入することにより、教員の補助および将来必要になるであろう Teaching 法ならびに指導法の育成という教育的観点から前期課程院生を TA として採用し（平成 17 年度 256 人、全前期課程院生の 70%）、経済的支援を行い、後期課程院生に対しては、研究補助を目的に RA として採用し（平成 17 年度 21 人、全後期課程院生の 68%）年間授業料にほぼ相当する年額 112 万円を支給している。

その他、農学研究科、薬学研究科、生物理工学研究科、産業技術研究科、システム工学研究科においても、総合理工学研究科と同様に、ティーチングアシスタント（TA）等の制度を設けて、学部学生実習をアシスト（補助）させることによって大学院生に報酬を与え、経済的支援をしている。

- ・平成 17 年度大学院各研究科博士前期（修士）課程・後期課程における奨学金（近畿大学奨学金、日本学生支援機構奨学金）の受給状況は以下のとおりである。

研究科博士 (前期・後期) 課程		在籍 者数 A	近畿大学 奨学金		日本学生支援 機構奨学金		採用者 B	在籍学生数 (A) に対する 採用者 (B) の比率 (%)
			給付	貸付	1 種	2 種		
法学	前期	25			5	2	7	28.000
	後期							
商学	前期	38			1	2	3	7.894
	後期							
経済学	前期	24		1	1	1	3	12.5
	後期							
総合理 工学	前期	357	7	19	65	61	152	42.577
	後期	31	1		10		11	35.483
薬学	前期	44			5	2	7	15.909
	後期	11			3	1	4	36.363
文芸学	前期	41	4	3	9	4	20	4.878
農学	前期	168		6	39	26	71	42.261
	後期	40		2	15		17	42.500
生物理 工学	前期	109		1	24	12	37	33.944
	後期	16		1	3		4	25.000
工業 技術	前期	57	2	3	11	7	23	40.350
	後期	1			1		1	100.000
システ ム工学	前期	50		2	8	6	16	32.000
	後期	2				1	1	50.000
産業 技術	前期	72		7	16	11	34	47.222
	後期	3			3	3		100.000
計	前期	985	13	42	184	134	373	37.868
	後期	104	1	3	35	5	38	36.538
医学		123		1	3	1	5	4.065

※出願者総数（医学研究科を除く）は、前期課程 402 名、後期課程 40 名である。

上記奨学金以外にも、民間の給付・貸与奨学金があり、平成 17 年度の支給状況は以下のとおりである。

博士前期課程 研究科	奨学金名	給付・貸与 の別	支給対象 者数	1 件の支給額 (年)
総合理工学	タイガー育英会	給付	2	180,000
農学	公益信託野原産業記念 警察遺児育英基金	給付	1	1,200,000
システム工学	交通遺児育英会	貸与	1	800,000
産業技術	建設業協会	給付	1	240,000
工業技術研	八幡記念育英奨学会	給付	1	720,000

因みに、平成 17 年度に本学大学院各研究科学生の受給者数（）内は平成 16 年度採用者数は、博士前期課程については、法学研究科 7（9）名、商学研究科 3（4）名、経済学研究科 3（15）名、文芸学研究科（修士課程）20（15）名、総合理工学研究科 165（173）名、薬学研究科 11（8）名、農学研究科 89（79）名、生物理工学研究科 41（45）名、システム工学（旧工業技術）研究科 43（44）名、産業技術研究科 38（26）名。博士後期課程については、総合理工学研究科 12 名、薬学研究科 3 名、農学研究科 16 名、生物理工学研究科、1 名、工業技術研究科 2 名、産業技術研究科 2 名、医学研究科 4 名である。

【点検・評価】

日本学生支援機構の奨学金および近畿大学の奨学金制度は、他に収入を得る道を有せず、研究活動に専念しなければならない大学院学生にとっては、経済的支援のみならず、時間的なゆとりをもたらす制度として大いに活用されている。支援機構奨学金の「第一種（無利子）貸与」の場合には、受給者資格要件としての成績や家庭の所得制限が厳しいが、「第二種（有利子）貸与」の場合のいずれにおいても大学院進学者からの申請において、本人の収入状況が応募基準を満たせばほとんどの場合が採用されているのが現状である。なお、平成 9 年度より貸与枠が拡大され、平成 11 年度より二種がなくなり、日本学生支援機構きぼう 21 プランが加えられて、受給者数は、平成 12 年度に比べて平成 16 年度では、一種が 69%、二種あるいはきぼう 21 プランが 23%増加している。このような国の大幅な定員拡充策により、平成 10 年の 10 万人から平成 17 年の 44 万人に受給者枠が増加し、採用基準も大幅に緩和された。そのために、特に、有利子貸付の第 2 種（あるいはきぼうプラン 21）は、追加採用等も含めてほぼ全員が採用される状況にあり、大学院生の経済的支援に大きく貢献しているといえるが、その一方で就職後の経済的な事情により奨学金返済が滞り未回収となるケースも年々増加していることが問題化してきている。

近畿大学奨学金制度は、支援機構奨学金に採用されない学生に対する救済措置として活用されており、特に大学院学生が、留年により学資負担者からの学費の支弁を停止されるケースはしばしば見られ、この場合に、近畿大学奨学金がこれを補充するのに大きく役立っていることは明らかであり、また、近畿大学奨学金は大学独自のもので、学生支援機構奨学金一種または二種と重複して貸与を受けることが出来る点に特徴がある。なお、支援機構奨学金と近畿大学奨学金（貸与）の両方は同じ様式・同じ選抜システムを使い、申込者の学力と家計について厳密な数値化を行うことで公正な順位付けが確立されている。この点は、奨学金を志願する学生への公平・公正な裁定という意味においても評価できる。

【現状の把握】個所で示した表で明らかのように、近畿大学における大学院生の奨学金受給状況（大学院在籍者総数および出願者総数に対する近畿大学奨学金と日本学生支援機構奨学金の採用者総数の比率）は、各研究科で格差みられるが、大学院在籍者総数（前期課程 985 名、後期 104 名）に対する前期課程奨学金採用者（373 名）の占める割合は約 38%、後期課程（38 名）では約 37%、奨学金志願者総数（前期課程 402 名、後期課程 40 名）に対しては、前期課程では約 92.8%、後期課程では 95%の学生が受給している。なお在籍学生者数に対する奨学金志願者の割合は、前期課程では約 40.8%、後期課程では約 38.5%である。この数値から判断すると、大学院生の約 40%が奨学金による経済的支援を要望していることになる。研究科によっては、志願者全員が採用されるところもあり、全体的にみた場合、志願者の約 94%の学生が奨学金による支援を受けており、奨学金制度が学生の経済的支援として大きな役割を果たしていると高く評価できる。

また、学費減免制度は、小人数に限られるが、大きい金額で経済的支援の恩恵にあずかれる

ということで、大学院学生にとっては魅力ある制度であり、優秀な学生を惹きつける有効な方策として機能しているといえよう。

学費の分納・延納の制度も、学生への経済的支援の一つの方法であり、特に、奨学金のみを学費として支弁する学生にとっては、有益な制度と評価できる。

なお、奨学金の申請手続きには、極めてプライベートな問題に密接に係る情報が提示されたりすることになる。奨学金貸付の担当者は、平成 17 年 4 月より施行の個人情報保護法に従い、奨学金申請書類に関する管理体制の一層の強化を図ると同時に、聴き取りの際に申請者のプライバシーを侵害しないように細心の注意を払う必要がある。

経済的支援の一部を補助し、教育研究の向上に沾券すつと言える Teaching Assistant 制度等の導入は、本学においては、理工系の研究科においてのみ実施されており、文系大学院においては皆無の状態である。

【将来への具体的な方策】

近畿大学奨学金制度および日本学生支援機構奨学金制度が、学生の経済的支援制度としては、表に示した数値からも明らかなように、最も大きく貢献しており、それゆえに、採用枠の拡大、給付・貸与金額の増額、さらに貸与奨学金に関する返還制度の債権等の必要がある。特に、選考時期が学期の始まりの 1 機会に限られるため、なんらかの事情で春の提出に至らなかった学生にとっては、学期の途中でも申請できるような制度が設けられていないことから生ずる不利益は大きい。2 次採用としての募集選考時期を、適切と思われる時期に新たに設けることも検討すべきである。

学費減免制度については、選抜基準があくまで大学院入学前の学部での成績のみで決定されるため、入学後に奮起して優秀な成績を残し顕著な研究活動を行っている大学院学生に対し減免措置が取られないなど運用面で問題を残しており、今後の改正に向けての検討が期待される。

今後、すべての学生が経済的に安定した状態で学生生活を送るためには、必要な人は金融機関から授業料等についての融資を受け、就職後長期間で返済できるようなシステムの確立も必要である。さらに、制度的な改善として、奨学金としての貸付以外に、何らかの事情で月末の少額の支払いを迫られて困窮する大学院学生に対し、少額の貸付を行う公的な制度の確立も必要である。「借りたものは必ず返す」という社会人としての常識をしっかりと身につけさせる方策を、あらゆる機会をとらえて積極的にかつ継続的に実施していくことが、奨学生の一人一人に返還意識を定着させる唯一の方法となる。

さらに、今後の大学院の改革にも関連することであるが、理工系のみならず、文系の大学院にも Teaching Assistant 等の採用枠を設けて、積極的に学生の経済的支援の一面と教育研究成果の向上をはかることが必要である。特に、研究職を希望する学生にとっては、就職が極めて困難であることを考えると、経済的支援策として解決すべき優先課題として善学的に取り組む必要がある。

(生活相談等)

【到達目標】

学生が安心して勉学に専念できるためには、経済的支援とならんで、心身の健康を保持し、その増進を図ることが重要である。

そのための配慮として、保健管理室・校医制度と健康管理体制の確立、学生健保共済会制度の学生への周知徹底をはかること、各種ハラスメント防止への対策・対応を徹底すること、多様な危機に対応できる管理システムを確立すること、これの問題に対して教職員とで迅速に対

応できる体制を確立することを到達目標とする。

【現状の説明】

本学大学院においては、この項目に関する独自の制度はなく、学部 of 学生生活（生活相談等）のところでかかげた制度（近畿大学学生健保共済会事業、健康スポーツ教育センター活動、保健管理センター、学制定期健康診断、セミナーハウスの利用、附属病院の利用）等を通して、院生の健康管理が行われている。もっとも、本部キャンパスの各大学院においては、学生相談室（学生部）が窓口となっており、院生の生活上の諸問題について相談に応じ、また『学生生活ガイドブック』を発行してその用に供している。また大学院は少人数教育であることから、常時、指導教授が学生の相談に応ずるシステムが出来上がっている。

本部キャンパス外の本学大学院生については、それぞれの大学院において対応しうる部署を設けて相談に応じている。なお理工科系大学院では、以下のように、それぞれの研究科の特性に対応した措置が講じられている。

「農学研究科」においては、組換え DNA 実験ならびに放射性同位体元素を用いた実験を行う学生には、通常健康診断以外に法令に定められた健康診断および血液検査を受けさせ、健康状態の把握に努め、また実験遂行上の事故を未然に防ぐため、予防措置について適切な指導を行い、障害事故が発生した場合には救急措置を講じうるシステムでもって、それらに対応している。

「総合理工学研究科」では、学部学生の安全・衛生への配慮と同様に、院生の実験・実習等における安全かつ衛生的な環境の管理、保全を行うため、学部的組織である「理工学部安全管理・衛生委員会」を組織しその任に当たっている。

「システム工学研究科」においては、健康管理面では、健保共済事業の活用や、学部 4 年生と同様の健康診断を年 1 回行い、院生に対する専門家によるカウンセリング・ルームを開設し、週 1 回（午後 1 時 30 分～午後 5 時 30 分）相談に応じている。また平成 18 年 4 月からは、全学生を対象とした、派遣医師による健康相談を週 1 回（午後 3 時～午後 5 時）実施し種々の健康相談に対応している。

「生物理工学研究科」においては、遺伝子組換え実験や放射性同位元素を取り扱う実験など特殊な研究に従事する学生に対しては、法令や規則の定める必要な検査（血液検査・眼科検診等）も実施し、応急処置や健康相談を行っている。

「生物理工学研究科」では、心身の健康保持・増進のための配慮として、保険管理室・校医制度と健康管理体制、学生健保共済会などにより健康管理を行っている。放射線や DNA を取り扱う研究に従事する学生に対しては定期的に血液検査を実施し、健康の維持に努めている。実験・実習中の不慮の事故に備え、保健管理室に看護師 1 名を常時待機させ、安全への配慮をしている。

「産業技術研究科」においては、実験・実習における不慮の危険に備え、「学生教育研究災害傷害保険」（(財)内外学生センター）への加入を義務付けている。学校医 1 名を委嘱し、医務室に看護師 1 名を常時待機させ、ケガ・病気の応急措置や健康相談、医療費給付申請の受付等を行っている。また精神面の不調・相談については、カウンセリング・ルームを設置して対応し、また、市内の心理クリニックや精神科医院の紹介も行っている。

「医学研究科」においては、昭和 53 年 4 月に医務室が設けられ、学校医と保健師とが学生生活委員会と連絡を取りながら、定期健康診断、B 型肝炎検査、疾病発生時の応急措置、健康相談等を行っている。精神的健康相談については、医務室・学生相談室を通して、学校医、精神神経科教授・助教授が個別的に対処し、平成 15 年度より、臨床心理士によるカウンセリング

が行われている。

ハラスメントに関しては、本学では、大学院が学部教育の運営と連動しているので、大学院独自の委員会はない。大学院担当者が、全学的な組織であるセクシュアル・ハラスメント防止委員会や全学人権委員会、各学部の防止委員会や人権委員会のメンバーを構成していることから、各研究科では、その組織を通して「セクシュアル・ハラスメント全学対策委員会」が示した「近畿大学学園セクシュアル・ハラスメント防止指針」のもとに、その対策を講じ、また、人権委員会が開催する人権講演会や、年度初めの大学院のガイダンスで、大学院担当の人権委員がセクシュアル・ハラスメント防止のためのパンフレットを配布し、また相談員の連絡先を明示してハラスメントが起きない環境の整備に努めている。なお、どのような行為がハラスメントの該当するのか、またハラスメントを受けた場合の対処方法（相談窓口）等についても、本部キャンパス学生部発行の冊子「STUDENT LIFE GUIDE BOOK」で、周知するよう指導している。

【点検・評価】

実験や実習に危険物質を使用することが多い理工科系大学院生にとっては、看護師の常駐や近隣の医師への医療委託は、緊急時の対応が確保されて大学での研究活動に安心感を覚えるものであり、また、定期健康診断の実施は、病気の予防や潜在的な病気の早期発見への寄与するものであり、さらに、特殊な研究に従事する学生を対象にして実施している検査は、重大な健康被害を未然に予防できる院生に対する健康への配慮であり、評価に値するものといえる。

本学の健康維持・増進のために設けられた諸制度やシステム等による大学の健康管理体制の整備によって、院生の健康維持・増進が適切に図られていることは、各研究科における教育研究の推進に役立つところ大であり、評価に値するといえる。しかし、特に、本部キャンパス外の大学院においては、スポーツ等による健康増進対策が十分に実施できない状況にあることが問題として指摘されている。

特に、学生健保共済会の利用は、健康増進事業による各種自主的活動を通して、大学院生の心身の健康保持・増進に十分に寄与し、安全・衛生への認識を高めることに貢献しているが、より多くの会員学生の効果的な運用・利用を促しうるような方策を検討する必要がある。なお、総合理工学研究科では、院生の研究および学習における安全・衛生面については、独自の「安全管理・衛生委員会」による講演会、講習会、実地訓練、安全点検等の活動により、常に安全で衛生的な研究および学習が行われるよう適切な配慮がなされている事も評価に値するものといえる。

カウンセリングについては、現在のところ、相談に訪れる学生数との関係では、その態勢に問題はないが、研究や対人関係上の問題からストレスや肉体的精神的疾患を受ける学生が増えてきていることを考えると、今後、これらに対応しうるような体制の充実を図る努力が必要不可欠であると思われる。

ハラスメントに関しては、大学院は、学部学生と比べて修学年限が長く、しかも少人数教育であることから、緊密で多様な人間関係が形成され、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントやモラル・ハラスメント等が起り易い環境であるといわれている。

さらに、本部キャンパスの大学院各研究科は、毎年、12月10日の「世界人権デー」に向けて12月6日から12月10日を人権週間とし、人権委員会主催する複数の講演会およびビデオ学習会を開催し、人権デーの趣旨を訴えるとともに人権意識の高揚に努めている。ハラスメントを人権問題として捉え、全学的な「人権委員会」を設け、さらに各学部（大学院）がこれを

受けて「委員会」を設置して講演会等を定期的で開催し、教職員および学部・大学院学生の人権意識の高揚に積極的に勤めている事は、あらゆるハラスメント防止のために必要不可欠のことであり、評価できるものとする。

【将来への具体的方策】

学生の心身の健康維持・増進をはかり、学生が安心して学生生活をエンジョイできるようにするためには、種々の施設・設備の整備がなされなければならない。学生が常時使用できる運動施設（例えば卓球などのように場所をとらない少人数に適応したもの）や、さらに文化施設等の整備や充実が、今後の重要課題として検討されるべきである。

学生健保共済会も学生の健康維持・増進に大きく貢献するものである。特に、保険共済事業についても、怪我や病気にかかった医療費を中心に学生の経済的支援に貢献しているが、認識不足から生じる手続き上のミスから不都合が生じる場合のあることが指摘されており、共済会役員によるハンドブックやウエルネス・ニュースを利用した積極的な情報開示の活動が行われる必要がある。

ハラスメントに関しては、特に、大学院の場合、研究室の中では、研究、ゼミなどを通じての教職員と院生、ならびに院生相互間の緊密な人間関係からセクシュアル・ハラスメントを含むアカデミック・ハラスメントが起こりやすい環境にあると言われており、マス・メディアを通して報道されている近年における関連事件の多発や、また女子大学院生の占める比率が年々高くなってきていることを考えるとき、教員および大学院生を対象とした人権教育を定期的実施する必要があると考える。

大学は、教職員と学生間の信頼関係で成り立っている組織であり、その権限や業務内容からハラスメントがおこる要因や可能性を十分に含んでおり、また隠蔽されやすい環境にある。大学内でのハラスメントを未然に防ぐためには、関係者全員の更なる人権意識の向上、啓発が必要である。また、大学特有のキャンパス・ハラスメントに対応しうる新たな組織作りも今後の問題として検討する必要がある。